

平成22年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成22年3月3日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	坂本裕司君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	竹村篤君
市長公室長	塚野勇君	消防長	岡崎勉君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	菅谷憲一君	農業委員会事務局長	板橋信雄君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 圓城寺正道 議員
- (2) 矢口龍人 議員
- (3) 中根光男 議員

(4) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 圓城寺 正道 議員
- (2) 矢口 龍人 議員
- (3) 中根 光男 議員
- (4) 佐藤 文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	圓城寺正道	1. 市道及び農道の拡幅工事について
		2. 果樹産地育成について
		3. 子の農業体験学習について
(2)	矢口龍人	1. 市内商工業者への経済対策について
		2. 神立駅周辺地区整備事業について
		3. 公用車の事故防止対策について
		4. 市内における飲酒運転防止策について
		5. 農業再生元年と位置づけ「新たな農業モデル」各種事業の展開について
		6. 小学校、中学校の教育環境悪化を改善するための取り組みについて
(3)	中根光男	1. 農業再生ビジョンについて
		2. 戸別所得補償制度について
		3. 子どもの読書運動について
		4. 安全な自転車通学について
		5. 各学校の耐震化について
		6. 一人暮らしの高齢者、障害者世帯に対し火災報知器無料配布について
		7. 公有財産のデータ化について
		8. 市のHP（ホームページ）で動画配信サービスについて
(4)	佐藤文雄	1. 下土田地内への残土問題について
		2. 入札制度の改善について
		3. 公共工事における発注者側の安全管理指導と請負業者の社会的責任について
		4. 公共下水道の問題について
		5. 国民健康保険税の引き下げ、保険税の軽減及び免除制度の拡充について
		6. 固定資産税課税のあり方について
		7. 交通安全対策について

開 議 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

会議に先立ちまして、本日議会事務局職員より登壇者の写真撮影を許可しましたので、ご連絡をしておきます。

ただいまの出席議員は20名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、又は騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い致します。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務について質す場であります。

従いまして、発言する議員自らが、法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は4名の諸君より提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。

17番 圓城寺正道君。

[17番 圓城寺正道君登壇]

○17番（圓城寺正道君）

一般質問に先立つ前に、いろいろ議会のほうでも議運がありまして、いろいろ議員の皆さん勉強するところ、勉強しないところで時間制限とかいろいろありまして、執行部の方々にも今、議長のほうから、答弁に対してはめりはりの答弁と申し上げていました。議員もそれに従い、通告制でありますから時間を守り、そしてわかりやすくということで、なるべくなら時間内におさめるということで質問をしたらいかががでしょうかということも、私のほうから考える余地があるかと思っております。

では、先立ちまして平成22年度の第1回定例会の質問に移ります。

最初に、農道拡幅工事についてであります。

今般の中央における財政事情は非常に厳しいものがある中、あわせて経済事情の悪化に伴う税収の減収は危機的な状況であります。これを受けとめ、少ない予算でどれだけの効果を上げ、市

民に道路環境を整備し還元できるかが、行政の使命ではないかと思えます。

そこで、市道及び農道の拡幅工事について伺います。

現在、市道の整備要綱の要件としては、5メートルまで用地は寄附、補償は有償とし、さらには同意書の添付をお願いしているようですが、これは農道整備にも該当するのでしょうか。

2番目に、子の農業体験について伺います。

鳩山由紀夫首相は衆議院本会議の施政方針演説で、命を守りたいと何度も訴えました。農業こそ命の源、農業再生こそが鳩山政権の命題とも言える長期滞在型の子どもの農業体験を。農村に一定の期間住むことで、地元の農産物に親しむ本当の意味の地産地消が生まれ、自然や土と触れ合うことの楽しさを5感で感じてもらえるためにはないでしょうか。

農業体験によって子どもと親の会話が弾むようになり、そこから将来農業の担い手が生まれるかもしれない。子どもの親にも交流が広がれば、農産物の産直などがふえる結果にもなると思います。滞在型の子どもの体験は家庭内や都市と地方のきずなを復活させる触媒であり、農山村漁村再生の原動力になると思います。

江戸時代の参勤交代にちなみ、現代版の教育の参勤交代として都会から地方に子どもを呼び寄せる仕組みを確立すべき地域主導の実践でもあると思います。農林業の6次産業化、農山村漁村の資源を再発見し、発掘することを理念としております。こういう中で長期滞在の子どもの農業体験について伺います。

次に、果樹産地育成について伺います。

農業や農業政策の見直しの中で、重要なのは専業農家の位置づけであると言われております。販売農家は181万3000戸のうち、専業農家は43万1000戸、全体の23.8%、あとは主業、準主業農家、企業的農家であり、兼業農家抜きで日本農業は語れないと思います。我が国では高度経済成長の三ちゃん農業以来、兼業農家は農業の近代化にとって悪とされ、将来の担い手とみなされていない。だが一方で兼業農家を生み出す施策をとりながら、地方で専業農家だけを対象とするのは矛盾していると思います。

今日、収益的に劣る農家の地域農業を支えているのは兼業農家であると思います。また、兼業農家は生産者と消費者の両方の立場に立っており、生産労働のとうとさや食の安全など、農業の理念を深めることができると思います。戦後農政の専業農家は善、兼業農家は悪というのは行政の縦割り思考の官僚的発想にすぎない。我が国の農業は専業と兼業農家が共存し、助け合う姿を目指すべきであると言われております。

これまでに、市農業を支えてきた兼業農家の昭和一けた世代が年金生活に入ると同時に、新たな農業参入者となるにもうかがっております。我が市としても、兼業農家における農業経営主体のスムーズな移行を進めていきたいと思えます。

そこで、果樹産地育成であります。ここで新種苗露茜の梅の里づくり構想と打ち出しましたけれども、茨城県の作物で売り出すにはなかなか珍しいものはありません。梅にも今までは青梅を漬け物、梅干し類といった生産でやっていた農家が多数あります。そんな中で、この新種苗露茜は、変わり種としてピンクの梅のこの特性を持っており、非常に茨城県の作物に匹敵する作物だと思います。なぜかと言いますと、茨城県は県の木、梅の木、そこで新たに出た露茜というのは、皆さん農家のためにもこの農家の低迷している折、食味嗜好が変わり、そこで飲料水、ジュ

ース、梅酒というのに幅広く使えるものが、この梅の里づくりをやりながら県の作物としたらいかがでしょうかと思うので、私はこういう新種苗露茜による梅の里づくりをいかなものでしょうかということ、発案したことでございます。

これで第1回の質問にいたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

圓城寺議員の質問にお答えをいたします。

1点目の市道及び農道の拡幅工事につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の果樹産地育成につきましてお答えをいたします。

圓城寺議員には、農業振興策の推進に関しまして、折々先進的な取り組みにつきましてのご提言をいただいていることに対しまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。私も日ごろから大変参考にさせていただいております、心から感謝を申し上げるところであります。

ただいまの梅の露茜の産地化、具体的には梅の里構想の推進につきましてご提言がありましたが、圓城寺議員には、いち早く推奨作物としてご推薦をいただいております、市といたしましても栽培の促進を行いまして、市内の梅栽培農家、J A茨城千代田の協力のもと、約2.5ヘクタールの苗木の植えつけに取り組んでいただいたところでございます。

本市は、ご案内のとおり、果樹の産地として数多くの品種が栽培されておりますけれども、この新品種、露茜は加工用としての用途など将来性も有望と考えますので、市の推奨作物として推進したいと考えております。

なお、ご提言をいただきましたように、梅の里として広く産地化するためには、生産農家の皆さんや加工業者の皆さん、あるいはまた集出荷の皆さん、J Aなどの農業関係団体が協力して取り組まないと栽培面積や品質の確保、出荷量の確保も図られませんので、今後は栽培の促進とあわせまして、加工や流通販売などの体制づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、子どもの農業体験につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの圓城寺議員さんからのご質問にお答えをいたします。

1点目の、市道及び農道の拡幅工事につきましてでございますが、ご質問にもございました、またご承知の内容かと思いますが、生活道路の要望時における道路用地の無償提供でございますが、最大5メートルまでを寄附でお願いをしております。この5メートルにつきましては車道幅

員ではなくて全体幅員という考え方で、つまりは境界内の5メートルということでご協力をいただき、あわせて用地寄附等の同意書を添付していただいております。

なお、寄附用地であっても、立ち木、物件等についてはすべて補償対象としております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

[環境経済部長 坂本裕司君登壇]

○環境経済部長（坂本裕司君）

圓城寺議員の質問にお答えいたします。

1点目の市道及び農道の拡幅工事についてお答えいたします。

農道として整備する場合の事業制度は、事業規模、受益面積により県単、団体営、県営などの事業があります。土地の無償提供につきましては、県単事業では原則用地買収費は事業費に含まれません。団体営、県営事業においては用地買収費は事業費に含むことができます。しかし、地権者からの無償提供の同意があれば、どの事業においても県や国への補助事業の要望がしやすい状況になります。農道整備における同意書の添付につきましては、事業要望時は受益者の同意、事業認可時は受益者を含む地権者の同意により、土地の無償提供による整備が可能です。

よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

3点目の子の農業体験学習につきまして、お答えを申し上げます。

ただいま、かすみがうら市では、まず小学生でございますけれども、学校における子どもたちの農業体験につきまして、学校農園でサツマイモ、そしてジャガイモなどを育成し、収穫、試食まで行い、学校水田があるところでは、もち米などを田植えから稲刈りまで一連の作業を通して農業体験として取り入れているところでございます。

これらの農業体験は圓城寺議員さんがおっしゃいますように、子どもたちの農業に対する理解、食料と自然環境に対する理解、収穫の喜び、そしてつくる過程の苦労、共同作業をする上での協調性、またそれらにかかわる人々との交流を通じて社会性をはぐくむなど、さまざまな教育的な要素がございまして、大変有意義な活動となっております。今後も継続していきたいところですが、ご提案の長期滞在型の導入につきましては受け入れ態勢の整備の問題もございまして、それらを含めて総合的に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

最初の市道及び農道の拡幅工事ではありますが、やはり無償提供ですのうから、1メートル多くなっても路面、いわゆる車の走れる幅、やはり4メートルちょっとぐらいではもうすれ違

のにも困難、それに対して5メートル路面にすれば駐車場、農地には駐車場は要らないということで、うちのほうでもいろいろご理解することに、このようにしたらいいでしょうかとご理解いただいて、5メートルにしたところもあります。財源がないんですから、いち早くそういう提供者があれば即刻対応すべきことで、県にも何回か言った形跡があるのか、ないか。

まずそういうことで、同意書もちろん添付でありますけれども、もめごと一切ならない道路要望に対しては、いかがなことで取り組んでいくのか。そういうことで、拡幅工事も新たに5メートルになるとそんなに道路も必要ないといいますが、今農地の荒れている遊休地、それから粗放地、ほとんど対応にも今は大型車が入るのにもトレーラー関係の重機を入れないと、それが搬入できないわけがございます。そういうわけで、将来を担う農業後継者も賃貸でできないうちは貸す。それからまた、それに農道整備をやれば、集積農地をしたときにも、非常にたやすいことになるのではないかと私は思いますので、いろいろな角度から見て、もうやらない道路と、それから拡幅地を5メートルにやる道路に対して県のほうに対してはそういうご要望をして、どうなのかといった形跡がまずあるのか、ないのか、補助金として。そういうことをまずお答え願います。

次に、果樹の産地育成でございます。これは農業も、私も農業者であります、角度を変えていろいろ単収的な収益というのがまず第一であります。これには坪井市長も農業で成功している事業家であります。農家の皆さんは単収的な収益を上げれば自然なりにその作物に魅力があり、ついてくるのが当然であります、ここ二、三年私もナシをやっていましたが、非常に価格の低迷、それからナシ園やっている議員さんもおるでしょうが、非常に収益的収入が上がらない。どんどん食味も変わる。ナシをむいてできない子ども、それから飲み物が好きな子どもとなれば、いろいろ嗜好が違ってきております。

ここで、坪井市長も心機一転巻き返しではないけれども、すぐには市長選も出るようですから、農家の皆さんとり入れて、こういう収益的収入があるのはやはりプロジェクトを挙げて、これといったものは県にご要望いたしまして、それで茨城県の作物とした、今さっき言いました梅の里づくりの構想をやる気があるのかないのか、1点伺います。

次に、子の農業体験でございます。今教育長から受け入れ態勢が非常にできていないと。できないのには、農家のほうも受け入れ態勢をつくるには、利潤性を伴う農家、それから迎えるには設備の投資ということで、いろいろ問題が生じます。

教育関係に予算を組むことに対しては、人間関係のことで親子の触れ合いをやる中で、いろいろ知らなかったことが都会の人間は、今やっている方はいろいろ地方でやっているところがありますけれども、いろいろな経験、例えばひきこもりの人が友達ができたとか、いろいろ知らないところで、そういう農家のところに知らないところを覚えて、都会の皆さんと交流して、できないところの農家のほうにはそういう少なくとも補てん財源、それから設備投資をするには、こういうことをやったらいかがでしょうかという要望をしながらやっていかないと、お互いに受け入れ態勢相手もできないし、教育のほうのやる方向づけも農業体験の長期滞在型というのはできないと思います。その点に対して、そういう要望というのを教育長はやる考えがあるのかないのか。

以上、第2回の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

それでは、まず1点目の農道整備の関係でお答えいたします。

県のほうへの要望はしたのかという話でございますが、地元から農道整備、県単でやってください、団体営でお願いしたいという要望があれば、それに基づいて県のほうへ要望している状況でございます。

さらに幅員の関係でございますが、ご指摘がありましたように、農業も大分機械化が進み、大型機械が今後ますます導入されるという状況もありますので、整備する際にはなるべく広い幅員、ですから、先ほどありましたように、5メートルぐらいあればすれ違いも可能でありますので、そういう際には、やはり最低でも5メートルぐらいはいそうではないでしょうかということで推進していきたいと思っております。

さらに、農道整備によりまして、耕作放棄地の解消にもつながるのではないかという話がございますが、確かに地元の方のご意見を聞きますと、機械を入れたくても機械が入る道がないんだよと。やむを得ず、耕作放棄地になっているんだという話も聞きますので、やはり、道路の整備をすることによって、耕作放棄地の解消もできるのではないかということは考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、私のほうから2点目の質問であります梅の里構想、産地化を県に要望する気があるのかどうかというようなご質問でありますけれども、先ほどお話がありましたように、茨城県木は梅であります。そしてまた、偕楽園の梅、水戸の梅、非常に茨城県と梅のかかわり合いは深いわけであります。

ただ、産地として見たときに、全国的に言いますと、紀州梅が全国の半分以上を占めていると聞いておまして、そういう中では産地として決して大きくないわけではありますが、県のイメージからいって非常に茨城県と梅のかかわり合いは深いわけであります。そういう中で、我が市では露苗を約2.5ヘクタール植えて、先進的な形での取り組みが始まりました。そういったものの栽培のリーダーシップをとりながら、県に対しましてもそういった加工面での需要の産地化掘り起こし、そんなことをすれば、非常におもしろい産地化ができるのではないかというように私も考えておまして、その辺も含めまして、県にぜひとも我々もリーダーシップをとった形でご要望しながら、県全体でのイメージアップに結びつけていけるように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願したいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

○教育長（大竹三千代君）

議員さんのご提案でございますけれども、この問題につきましては、2つの点から考えなければならぬかなというふうに思うのでございます。

一つは、ご提案のように、農業振興、そして本市のまちづくりに対して都会からの子どもたち

を受け入れて、そして農業に対する理解を深めたり、心のいやしにしたりというふうな考え方で、それから本市の教育としての取り入れというふうに考える問題かなというふうに、私は受けとめておるんですけども、先ほども申しましたように、私どもの教育といたしましては、子どもたちがそういう体験を通して成長していくというところから考えれば、非常に大切なことだと思います。

そして、農業振興、まちおこしということも含めてということになりますと、私の考えの一つだけではなく、やはり受け入れとしての市の態勢でありますとか、そういう農家の方々のご協力とか、整備とかということがあるのではないかと思います。

ただいま、自分として考えております本市の子どもたちにとということでありますと、中学生等の職業体験というのが進路学習の中であるんですけども、そういう形で、すぐにでもそれはお願いをしたりして、できることではないかなというふうには考えておりますということも含めまして、受け入れについての整備、そうしたことについては、まだ少し検討の余地があるかなということを考えております。

でも私は、おっしゃることについては非常に大切なことだと思っておりますので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

3番目の質問でありますけれども、農業関係の果樹産地育成でございますけれども、いろいろなことで新種苗と書かれていますけれども、なかなかいろいろ今ではインターネットをやっても品種というのはわからないものでありますので、技術センター、つくばにはいろいろ果樹試験場、そういうところに足を運びながら、今からの取り組みというのは農業というのは移り変わりが激しい。今言ったとおりに、もって10年、もたないで5年という移り変わりの激しい農業なんです。それには前倒してやっていないと、これはできないというのが今の農業、いつまでもそこにとりついていると、自然に取り残された農業になっていく状況であります。

その中で一番大事なのは、露苗も確かにいいと言いましたけれども、新種苗でありますから非常に高価な苗であります。ことしは経済部長もいろいろご努力されまして、市販よりは本当に安い苗木として販売を生産者にしてもらったために、補助金も市のほうからつけてもらって、それで売り始めましたけれども、非常に新種苗というのは登録種苗法とあって、非常に高い値段であります。よく言えば1本1,500円もする苗木もあれば、2,000円もする苗木もあります。なかなか個人では買えないというのが新種苗であります。こういう状況でありますから、新たに植えましても、10アール植えると相当な金額になります。それに対して市の取り組みとしてその補助金、今から先もこの補助金に対して、新種苗に対しては補助金をなされていくのかということ伺います。

次に、まだ農業関連で教育のほう参勤交代なんていいますけれども、教育長さんのほうから一応難しいと。やはりさっきも言いましたけれども、行政の縦割り、これが非常に難問題を今、教育長が言われたように実感します。やはり横の線、農業といえば農政課、一緒に取り組む、教育

のほうでも取り組むと、やはり予算というのは横のつながりをやりながらやっていかないと、いい教育方針のものにも展開できない。そういう語り合いをやりながらやはり都会から呼べる子の農業体験というのをやっていかないと、できないのであります。

それから、今、先ほど言いましたように、農家でも街から来ていただきますから、今では水洗トイレというのはほとんどないと伺いますが、やはり田舎ですから、ある程度はちょっと孤立した部屋でもつくってやらないと、これもまたちょっと難問題がある。そこにはやはり農家の人も整備する余裕でありますから、その方面のまだこれに該当する支援金というものを出していただけるかどうかということ、首長さんのほうからそれもお答えしながら、第3回の質問として、実入りのある答弁としたことがいただけるのを、私からお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

果樹産地育成についてお答えいたします。

ただいま圓城寺議員さんからご指摘がありましたように、農業はなかなか難しいもので、5年先、10年先が見えないというのも事実のようでございます。実際問題、この各種苗木等の、今回露茜ということで推奨しておりますが、さらに新しい品種、新しい果物の苗がどんどん出てくる状況にあります。特に、かすみがうら市は苗木屋さんが多く、全国の苗木の半分近くを占めるとか、そういうような話も聞いておりますので、この苗木屋さんの知識、生産状況などを市にあります新作物推進協議会のほうに入ってくださいまして、そういう苗の今こういう苗が大分出てきますよ、こういう苗がいいんじゃないでしょうか。かすみがうら市ではこういうものが合うんじゃないですか。そういう意見を取り入れながら、聞きながら、今後の農業推進に当たってまいりたいと思います。

さらに、耕作放棄地対策の上でも、やはりそういう新しい品種、新しいものに取り組んでいく必要があるのかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、先ほどの農業体験施設への助成、補助ができるのかと、そういったご質問でありますけれども、お答えをしたいと思います。

ご承知のとおり、私どもかすみがうら市、特に旧千代田町は果樹のふるさとというようなことで、観光農園の草分けの地域でありました。そういう中で、現在やや消費者ニーズが変わってきておまして、もぎ取りから体験型と、そういったニーズも生まれているわけでありまして、新たな今課題の中で今後そういった事業を、あるいはまた農家の皆さんの取り組みを後押ししなくてはならないという思いでいるところでございます。

また、一面、霞ヶ浦地区のほうにも昨日お答えさせていただきましたように、観光拠点としてビジターセンター等も佐賀保育所跡地を使って施設整備を進めていく予定でありまして、そういった中で、いろいろ交流拠点づくり、あるいはまた人を呼び込めるような、そういった取り組みとして大変大事な視点だというふうに考えております。

ただ、予算等もありますし、その辺の新たな消費者ニーズ等の取り組みもありますので、その辺も含めながら、いろいろな研究調査をしながら前向きな形で進めていきたいと考えておりますので、この場ですぐ補助できるかどうかということについては、前向きな検討をさせていただきたいということでお許しをいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

11番 矢口龍人君。

[11番 矢口龍人君登壇]

○11番（矢口龍人君）

おはようございます。

平成22年第1回かすみがうら市議会定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。わかりやすく、かつ具体的なご答弁を求めます。

1、市内商工業者への経済対策についてお伺いをいたします。

昨年8月の衆議院選挙で民主党中心の政権が誕生し、コンクリートから人へを掲げ、政策の転換を図っております。現在、国会では平成22年度の予算審議が行われ、昨日衆議院を通過したということでございます。公共事業も18%削減するということであります。県の新年度予算では、特別会計を含めた公共事業費は使途が決まっている国庫補助事業が877億円と、今年度当初と比べて18.6%下回る大幅な減額となっております。本市においても、影響が予想されることがあると思います。どの程度の影響があるのかをお伺いいたします。

また、公共事業等発注に関しまして、これから年度終盤から年度の初めにかけて、そして秋口までという公共事業の発注が特に減る時期になります。市として、対応が可能ではないかと思われる点として、できる限り速やかな発注、可能であるならば、前倒し発注というものが挙げられると思います。そういった公共事業、物品購入等の早期前倒しの発注の促進について考えをお伺いします。

かすみがうら市商工会は昨年5月の通常総代会で、新会長に選任された真藤会長を先頭に、地域における総合経済団体として商工業の総合的な改善、発達を通じて、地域活性化の指導的な役割を果たせるよう経営改善普及事業並びに地域総合振興事業を展開しております。さらには地域経済発展のため、市行政とともに各種事業を推進していることは御存じのとおりでございます。

現在会員数810名おります。その中には経営規模が小さく、市の公共事業に参加するための指名願の申請や経営審査への登録などが簡単にできない事業者がありますが、そのような事業者にも公共事業の参加機会を与えるために、かすみがうら市商工会を窓口として各担当課で行っている随意契約見積もり合わせを一元化して、地元商工業者に発注の情報提供を行い、受注の機会の拡大ができないか、また随意契約の実施状況についてお伺いをいたします。

2番目として、神立駅周辺地区整備事業についてお伺いをいたします。

①として、92%の同意により都市計画決定の手続に入りますが、平成17年神立駅地区事業計画が策定されておりますが、急激に社会情勢も変化している中で、この地域の土地利用

構想の考えをお伺いいたします。

また、事業完成までのタイムスケジュールについてもお伺いいたします。

②区画整理事業と駅舎の橋上化、東西自由通路も同事業ととらえ進めるべきと思うが、考えを伺います。また、JR東日本との協議の経過と内容についてもお伺いをいたします。

③総事業費43億円、国・県補助が20億円、残りが土浦市とかすみがうら市2.2ヘクタールのうち、かすみがうら市分として0.8ヘクタール分の割合で、事業費の割り当て分として11億7000万円が市の持ち出しとのことでありますが、財源についてお伺いをいたします。

財源の一つとして、目的税である都市計画税を設置する考えがあるのか、お伺いをいたします。

3、公用車の事故防止対策についてであります。

公用車運転中の事故防止対策への取り組み状況についてでございますが、各企業、工場などでは労働災害防止、交通事故防止の徹底を図っております。

そこで、よく耳にしますKY運動やヒヤリハット報告などがあります。

KY運動は、空気が読めないではなく、危険を予知することで、ヒヤリハット報告は、ひやり、はつとにちなんで行けられたものであります。幾つかの自治体でも公用車運転中に遭遇した危険な事例を報告書という形で残しておき、今後の交通安全対策につなげているところであります。

事故報告書とは異なり、事故に至らず、ひやりとするところで済んだという出来事についての報告書でございます。その報告書を職員が共有し、同じ出来事を繰り返さないようにするにはどのようにすればよいのかを記入しておけば、事故防止につながるはずで、事故の一手手前の出来事を認識することで、事故が起きる原因を把握することができ、それにより事故防止できるという効果がございます。

事故防止で大切なのは、原因を見つけてそれにどう対処するかだと思います。KY運動やヒヤリハット報告書などの運転管理を行っているのかをお伺いします。

また、公用車の台数、近年の事故件数等もあわせてお伺いをいたします。

4、市内における飲酒運転防止策についてでございます。

昨年6月の道路改正法で悪質運転に対する行政処分が強化されました。特に、酒酔い、酒気帯び運転は一気に免許取り消し、2年間運転免許が取得できなくなるなど、大変厳しい内容となっております。本市の飲酒運転防止の対策についてお伺いをいたします。

5、農業再生元年と位置づけ、新たな農業モデル各種事業の展開についてであります。

国は、平成20年5月に農商工連携促進法を施行し、農林漁業者と中小企業者が共同で行う新たな商品の開発、サービスの開発等に係る計画について、国が認定を行い、この計画に基づく事業に対し、補助金や低金利融資などの特例等の支援を行い、農林業と商工業等の産業間の連携を強化して、地域経済を活性化する取り組みをサポートすること、新たな地域活性化事業の取り組みとしては大変歓迎できる内容で、本市の抱える農業問題を初め、中小企業、雇用、福祉、環境問題など、解決のヒントがそこにはあるのではないのでしょうか。

常磐自動車道は、1982年3月に千代田石岡インターまでが開通、ことしで28年目となり、その間多くの人と物を運び、本市の発展にはなくてはならない陸の大動脈として貢献してきております。高速道路は都市と都市とを直接結ぶ便利な道路で、そのメリットは既存の一般道の渋滞を避け、自動車が目的地までノンストップで短期間に到達できることであります。出発地と目的地は

インターチェンジであり、まさにインターは自治体の玄関口として、地域振興の拠点として各地でインター周辺の開発を行っておりますが、本市においてはいまだに未開発のままとなっております。

本市の中佐谷地区には千代田パーキングエリア施設があります。現在、ドライバーの休憩施設とコンビニエンスストアとなっております。現在のパーキングエリアはさらに進化を遂げておりまして、スマートインターチェンジとして一般道への乗り入れが可能となっております。千代田パーキングエリアを活用した農業観光や地域活性化の拠点づくりを提案したいと思います。首都圏70キロという地域特性を生かした新しい農業観光、農業振興、地域活性化構想の考えについてお伺いいたします。

②として、市の特産ブランド化により焼き芋焼酎、ブルーベリー酒などが発売され、話題になっておりますが、費用対効果の面ではさらなる研究が必要ではないかと思っております。今後は事業の拡大を考えているのか。であるならば、どのような形態で実施しているのかをお伺いいたします。また、新作物の新たなブランド化について、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

6、小学校・中学校の教育環境悪化を改善するための取り組みについて質問をいたします。

日本の少子化社会の到来が初めて認識された、1990年の1.57ショック以来進められてきた少子化対策は、2007年12月に子どもと家庭を応援する日本、重点戦略として、働き方の見直しによる仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスです。それと地域の保育、子育て支援の充実という2つの施策に焦点が絞られ、具体化へ向け新たなステージへと進んでおります。ここで言う子育て支援とは、就労のあるなしに関係なく、すべての子育て家庭を視野に置いた地域の取り組みというものに重点が置かれております。そういった流れの中で、各市町村で策定されたのが次世代育成支援対策行動計画であります。このかすみがうら市次世代育成支援対策行動計画は、前期計画期間を21年度までとし、22年度からは5カ年の後期計画が策定される見通しの年があります。

この計画の理念、1番目に、①として、子どもを産み育てたいと思う人が安心して子どもを産むことができ、そして子どもが健やかに育つことができる社会を目指す目的で、かすみがうら市次世代育成支援対策行動計画が策定されており、前期計画の5カ年が終了しますが、その実績と評価についてお伺いをいたします。

第1の、教育力現場である学校の主役は、何といたっても子どもであると思っております。この子どもに光を当てた教育を推進するためには、現場の先生方の力が第一に必要であり、先生方が元気で、子どもに向かい合う時間をふやしていくことが大切だと思うわけでございます。しかし、現在学校は学力低下への懸念、いじめや不登校、生徒指導上の問題など、さまざまな課題を抱え、先生方はその解決のために多くの会議を開いたり、夜間に家庭訪問を行ったりと、大変多忙な状況にあると認識したところでございます。

②一部の生徒ではありますが、学校内外での非行が目立っており、家庭環境の問題を初め、子どもたちを取り巻く環境は複雑化しており、行政の細かな支援と地域のかかわりが必要であると思っておりますが、考えをお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えをいたします。

1点目の市内商工業者への経済対策につきましてお答えをいたします。

国の平成22年度一般会計予算では、総額92兆3000億円と大変大きな予算となっておりますけれども、税収がそのうち37兆4000億円と大幅に落ち込む中で、44兆3000億円の国債を発行するなど、大変厳しい財政状況でございます。そういった中、国直轄の公共事業の関係につきましてもコンクリートから人へということで、平成21年度と比較いたしまして18.3%の減となったところがあります。また、地方向け公共事業につきましては、約7000億円の縮減がされております。さらに、補助金等は原則交付金化されるという制度の大幅な見直しもありまして、希望する配分を得られるかどうか、現時点では不透明な状況であります。

本市におきましては、これまでの事業計画や県との協議などを踏まえまして、予算を計上したところでございますが、引き続きまして補助金や交付金の確保に努めるとともに、適正な執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

公共工事、物品購入等の早期前倒し、発注の促進のうち、各種工事等の発注につきましては、市内商工業を取り巻く経営環境が年々厳しさを増している状況を踏まえ、できる限り早期発注に努めてまいりたいと考えております。

なお、受注機会の拡大、随意契約の実施状況につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の神立駅周辺地区整備事業につきましてお答えをいたします。

神立駅西口地区土地区画整理事業につきましては、過去にも何度か検討されてまいりました課題の一つであります。土浦市との行政界でありますことから、相互に連携をしながら何とか整備計画を立てましたが、具体的に事業を実施するまでには、これまで至りませんでした。現状としましては、常磐線沿線の中で駅前整備のおくれ、駅舎そのものの老朽化、東西自由通路の不便さ、バリアフリーへの未対応など課題が山積している状況であります。そういう中で、平成20年8月から土浦市とともに地権者の同意取得に取りかかり、本市は100%の同意、土浦市が92%の同意と、目標とした95%には届きませんでした。土浦市と協議した中で、都市計画に向けた事務を進めるという結論に達したわけでありまして。

しかしながら、国の政権交代に伴って、公共事業の圧縮や交付金化など財政的支援措置が不透明な状況にあります。経済状況が悪化をし回復の見通しが立たない現時点において、このような大きな事業について取りかかることは、財源的にもかなり厳しい状況にあるというふうに思いますので、事業効果の検証など含めまして、慎重に対応していきたいと考えております。今後は国や県とも協議をしながら、よりよい制度の活用や財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、都市環境整備のための目的税であります都市計画税につきましては、本市の周辺市ではいずれも賦課をしております。本市においては、都市計画施設を計画的に整備促進するために、

一定の財源を確保する観点から必要と考えますが、今後の検討すべき課題の一つとしてとらえておりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当土木部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の公用車の事故防止対策並びに4点目の市内における飲酒運転防止策につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の農業再生元年と位置づけ、新たなモデル事業、各種事業の展開につきましてお答えをいたします。

ご質問にもございましたが、本市はこれまで東京首都圏の近郊地域としての地理的な優位性から、果樹や蔬菜類の生産販売を主に農業生産が行われてきたところであります。首都東京という絶対的な消費地と生産地域との典型的な関係だと思っております。そのため、果樹、観光などの面におきましても先進的な取り組みを見せましたが、そのほかの農産物の生産販売については、付加価値をつけた加工品としての取り組みや販売ルートの開発の面で、他地域よりも一歩おくれをとることとなったというふうに考えております。

さらに、高速道路網の整備や流通ルートの整備などによりまして、物流システムが大きく変化をする中で、東京近郊としての優位性が薄れたことも事実であります。また、観光ニーズにつきましても、そのあり方が大きく変わる中で、近年は目的やテーマに沿った参加体験型の観光ニーズが高くなっておりまして、昨年は本市の取り組みであります湖山の宝ツアーも、盛況のうちに終了いたしました。今後は果樹観光や農業生産という枠を超えて、豊かな自然環境など本市の有するさまざまな資源を生かした拠点整備、いわば安らぎの得られる居場所づくりなど、都市住民との交流体験を主体とした地域振興策もその一つというふうに考えております。

次に、湖山を初めといたします特産品の販売につきまして、これまで市内に限った販売を進めてまいりましたが、販路の拡大を進めるためには原材料の確保、醸造能力の確保はもちろんでありますけれども、商品ルートや販売権の扱いなど、事業形態の見直しが必要と考えておりますので、商工会を初め市内の関係企業等に取り組みをお願いしてまいりたいというふうに考えております。

次に、新作物の新たなブランド化につきましては、本市は素材をつくるための土地や技術力はあると思っておりますので、本市で生産をされます農産物を原料とした加工品の開発を支援し、かすみがうらブランドをつけて流通に乗せたいというふうに考えております。ぜひ議員さんにもご提案、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

6点目の1番の、次世代育成支援地域行動計画前期計画におけます実績と評価の関係についてお答えをいたします。

この計画の主な実績といたしましては、保育所統廃合による民営化の実施、延長保育や一時保育、乳児保育の実施、放課後児童クラブの充実を図れたこと、また、家庭児童相談室の設置による相談体制の充実と要保護児童対策地域協議会を組織をし、関係機関との連携による支援対策の強化が図れましたことなどから、一定の成果を得られたものというふうに考えております。

しかしながら、社会環境が目まぐるしく変化をする中で、子育てに対するニーズはますます高くなるものと考えられます。今後とも後期計画に沿った施策の展開を図りながら、支援の充実に努めてまいります。今後ともご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政の細やかな支援と地域のかかわり方につきまして、お答えをいたします。

ご指摘のように、一部の生徒による問題でありますけれども、器物損壊、迷惑行為、喫煙など、学校や地域での問題行動が見られるところでもあります。また、3学期になりまして、市内の中学校に通う生徒が器物損壊や窃盗で逮捕されるという事案が発生をしてしまいました。子どもたちの健全育成に関係機関の皆様とともに力を入れてきた市や学校としましては、このような事態になり、残念でなりません。

子どもたちは、家庭・学校・地域という社会の中で育ちます。その中で規範意識やお互いに協力することなど、一人の人間として社会生活を営む上で大切なことを学ぶものであります。家庭・学校・地域、それぞれが果たすべき役割を果たし、手を携えて子どもたちを育てる必要があることは言うまでもありません。市といたしましても、学校教育において、家庭・学校・地域が連携協力して、心や学びを豊かにする環境の整備を図るべく、教育ネットワークづくりを進めております。

そういった中、各種団体、地域のボランティア等により、また矢口議員等の団体にもご協力いただいているところでありますが、薬物乱用、ネット事件等を防止するための活動を行っていくなど、成果を上げているところであります。今後におきましては、現在、取り組んでいる教育部門、福祉部門など、さらに各部門が密接な連携のもとに子育て支援をするとともに、地域の人の輪を一層広げながら、子どもたちをしっかりと育てる環境づくりを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

矢口議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、1点目、②番でございます。

ご指摘のありました契約の一元化、また地元の受注機会の拡大ということでございますが、市内業者の育成等の内容もあるわけでございますが、基本的には、契約については公平性、透明性、客観性及び競争性のより一層の向上に資するものでなくてはならないものであるというふうに考えております。

ただいまご提言のございました、小口の部分での地元業者への発注等の考え方でございますが、これらについては小規模の工事の登録制度というのが、県内でも幾つかの市町村で実施をしているところがございます。質問の中でもございましたが、市内業者の受注の拡大という観点から、本制度などの点についても今後、検討をしてみたいというふうに考えております。

また、随意契約の実施状況でございますが、担当各課で契約した案件でございます。賃貸借については35件、物品購入では11件、修繕工事費等で159件、業務委託が127件ということで、合計で332件となっております。これはほとんどが30万円未満ということでございます。

次に、3点目の公用車の事故防止対策への取り組みについてお答えをいたします。

職員に対しましては、県内の死亡事故の発生状況、さらには事故の原因、現状、事故回避等の

安全運転及び事故防止に関する啓発などを呼びかけております。これらについては文書、さらには庁内の回覧ということで、掲示板等により実施をしている内容でございます。

ただいまご質問の中でもございました、それらの中で、公用車の運転をするに当たっての事故防止の関係でございますが、これらについてはただいまご質問にありましたようなのは具体的には実施をしておりません。これらについては事故を起こした担当課からそれぞれ職員を管理する課に事故報告書が送られてまいりまして、それらについて部長等に報告をするということで実施をしております。

次に、公用車の台数でございますが、消防署の救助艇も含めまして、平成21年度当初では203台でございます。また、最近の事故等の件数についてでございますが、公用車に限りますとバンパーをこすった等の軽微なものはございますが、人身事故については本年度は発生はしておりません。

次に、4点目の市内における飲酒運転防止対策についてでございますが、本市における飲酒運転防止の対策につきましては、土浦警察署や各交通団体との連携、協力のもとによりまして、春と秋の全国交通安全運動、さらには夏と年末の交通事故防止県民運動等において交通キャンペーンを展開するなど、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかけております。飲酒運転の根絶、交通事故防止の徹底に努めているところでございます。今後とも、引き続き交通安全の啓発に努め、飲酒運転の撲滅に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

矢口議員さんのご質問、2点目でございます。

神立駅西口地区土地区画整理事業の土地利用構想と事業完成までのタイムスケジュールにつきましてお答えをいたします。

土地利用構想につきましては、神立駅及び駅前広場を中心として、その周辺を商業、業務系の土地利用として位置づけ、周辺地区の中心拠点機能を持つ市街地の形成を図るとともに、都市計画道路及び県道牛渡・馬場山・土浦線沿道の既存宅地は、沿道条件を生かした土地の有効利用を図りたいというふうに考えております。

また、事業完成までのタイムスケジュールにつきましては、現時点では22年度に都市計画決定をし、23年度に事業計画認可を申請をいたします。認可後、各種調査等を経て区画内の工事に着手をし、平成30年度の完了を予定しております。

次に、区画整理事業と駅舎の橋上化、東西自由通路の事業の進め方でございますが、駅舎につきましては今回の区画整理事業区域内でもございますので、駅舎の橋上化や自由通路につきましても、関連事業として整備をする計画でございます。時期につきましては、事業の進捗状況を見ながら取り組む予定でおります。

それから、JR協議につきましては、平成22年度に都市計画決定をすることに伴い、過日JR東日本水戸支社、またJR貨物本社と、今後のスケジュールや事業計画案の説明と都市計画決定

区域編入についての協議をいたしております。今後は詳細に協議を重ねていく予定でございます。

次に、事業に係る財源のご質問でございますが、以前にもご説明をしたかと思えます。（仮称）社会資本整備総合交付金を充当する予定でございますが、内容等については現時点では決定されておられません。さらに、今後、早期に国・県に確認をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

では、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の市内商工業者への経済対策についてなんですけれども、市の公共事業費は合併当初、平成17年139件、約18億円、平成20年度は51件で16億円、合併特例債事業の霞ヶ浦庁舎建設工事が7億1000万円ということで、差し引きますと9億円でございます。50%の大幅な落ち込みになっておるわけでございます。公共事業の削減の地元経済への影響は、はかり知れないものがございます。建設業者の経営難はもとより、地元商店への影響、特に農家においては、農作物の収穫後の農閑期に建設業者に働きに行き、収入を得ることは、生活費の重要な部分を占めております。2005年から2009年までの5年間に県内の1000万円以上の負債を抱えて倒産した建設業者は約300件に上ります。今後さらに増大することが予想されております。本市の地元建設会社も大変苦しい経営を強いられております。建設業からの構造転換を図っていくと申しましても、なかなかほかにかわる産業が見当たらないのが現状ではないかというふうに思っております。市としまして、建設業者に対しての今後の見通しについてご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、前倒しの発注についてでございますけれども、平塚市では景気対策の一環として、公共事業を前倒し発注できる特別早期発注の仕組みを導入しております。通常よりも1カ月以上早く契約を結ぶことができることが可能ということです。中小企業にとっては、年度末、年度初めに工事受注のチャンスが少しでもふえれば、夏場の仕事が少ない時期に仕事量を確保できるメリットがあるということでございます。ことし3月に補正予算として債務負担行為をまず設定し、10年度の工事予算分を前倒しで発注するというところでございまして、本市においても十分可能ではないかというふうに思いますので、ご見解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、ただいまの矢口議員の市内の商工業者の経済振興、とりわけ公共工事に頼っている皆さんの支援策はないかというようなご質問でありますけれども、この現状につきましては、私も大変厳しい状況の中で、本当に公共事業を主体にやってきた皆さんのご苦勞が身にしみてわかるような状況でございます。この辺の背景につきましては、ご承知のとおり、全体的な財政が大変厳しい中で、一方で社会保障費等の国民の生活支援、そちらのほうにお金が回っておりまして、その分、どうしても公共事業を減らさざるを得ないという現状が1つございます。それからもう

一つは、以前と比べまして公共事業そのものが大分整備されてきたという、そういった現状もあります。

そういう中で、大変公共的な予算を減らさざるを得ない中で、非常に景気のおくれがあるという、そういう中で私ども認識をいたしております。そういう中で、我々ができる対策としましては、入札制度等で地元支援というようなことで、ご承知のとおり、地元には本店のある皆さん方にすべての仕事をやっていただくという、そういった制度に改正をしたり、あるいはまた、大変大きな事業等につきましても、JVで、技術的に難しい仕事についても必ず地元の業者と地域外の業者が手を組んで仕事に当たってもらう。そんな地元優先の中で、公共工事については進めているところでございます。

それから、ここに来て国は経済危機関係の交付金、それからご案内のとおり、政権が変わってきめ細かな緊急対策の交付金等がさまざま出ておまして、そういった中で、私どもそれになるべく使うような形で、たくさんの発注等をさせていただいているような状況もでございます。

それから、商工業の振興という面で、昨年度プレミアム振興券を当時取り入れましたが、ことしも引き続きまして皆様方のご理解をいただければ、予算の中にもそういったものを盛り込んで振興を図っていききたいというふうに考えています。

それと、やはり時代の変化というのは、これは我々行政だけではやはりとめ切れないことでありまして、そういう中で事業者の皆さんがどうこの時代の変化に対応していくか。その辺の自助努力も大変大事なことでありまして、一つは、この前市内の建設業者5社で農業に取り組もうというようなことで、そういった組合等に向けた認定農業者を受けて、そういった取り組みも始まったところでございまして、そういったものを含めまして、我々も支援もできるだけしていくと。そしてまた、皆さん方にも自助努力していただいて、この厳しい競争の中でニーズにこたえながら頑張っていただくという、そういう中で乗り越えていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

そんなことで、大変十分な答えにならないかもしれませんが、地域の皆さん方が元気になることが、この地域の活性化の源でありますから、そういった視点で今後もできる限りの支援をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解と、またご指導等をお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問の中で、前倒し発注というご質問がございました。これまでも公共事業の発注につきましては、時期が遅いというようなご指摘をいただいております。それらについては各部署に設計等早目にとということで、連携をとりながらやってきたわけでございます。

ただいまのご質問のような例もあるということでございます。これらについては、指名の委員会等の中でも、そういう面も含め検討させていただきまして、調査をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

よろしくひとつお願いしたいと思います。

それでは、随意契約についてなんですけれども、再質問をさせていただきます。

市の財務規定では、工事または製造の請負については130万円までとなっており、担当課長による決裁は30万円まで、それ以上については検査管財課での決裁となっているということでございますけれども、検査管財課では、指名願提出者から3社ないし5社を選定して見積もりをとり、最低見積もり者に発注していると思います。

物品購入では、担当課長決裁は10万円未満というふうになっておりますが、130万円までは担当課長での随意契約の決裁ができるようにしてもいいのではないかというふうに、私は思っているわけでございます。市長は入札制度については、地場産業の育成に配慮しつつ公平性、透明性を高めているとのお答弁をいただいておりますけれども、私の見る限りでは、縦割りの全く事務的な公共事業の扱いではないかなというふうに思います。もう少し市長から職員さんに対して地元の企業を育成するように、具体的指導を私はしていただきたいなというふうに思っております。

担当課であれば、仕事の内容についてもよく理解しているでしょうし、地域性や業者の能力についても把握しておるものと思います。何よりも職員の地場産業を育成しているという、そういう意識を持たせることが、私は重要ではないかなというふうに思っております。

先ほど、ちょっと答えましたが、小規模契約希望者登録制度を実施している自治体があるというふうなお話ですけれども、その中で、愛知県の新城市では、市の発注する建設工事、業務委託、物品の買入れ及び物品の製造、入札参加資格審査申請要領に基づき、資格審査を受けていない方を対象に、市が発注する建設工事等の契約の予定価格が50%未満で内容が簡易な契約を希望する方を登録して、業者選定の際に積極的に対象とすることで、小規模業者や個人経営の方の受注機会を拡大するとともに、業者の育成や経済の活性化に供することを目的として、平成20年度から実施しているとのことでございます。

本市においても実施可能だと私は思います。そういった細かい配慮といいますが、そういうふうなことが地域経済の活性化につながるものだと思いますので、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまの契約130万円未満の随契等についてでございますが、これらについては、これまでも入札の関係の基準ということで実施をさせていただいております。その金額の面については、今後検討をさせていただきたいと思っております。

また、小口の契約の関係で愛知県のお話が出たことでございますが、県内でも8つの自治体で実施をしております。それぞれ金額については130万円未満、80万円未満、50万円未満というこ

とで、それぞれの自治体で違うわけですが、そのような例もございます。また、入札の指名願を出していない業者でも参加できるような制度にするというようなことで、対応しているところもございます。そういうことで、ただいまご質問にありましたが、今後十分調査をしまして検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

とにかく、地元の育成ということに対して、法的な部分は十分私も認識はしておりますけれども、もう少し細かいところに配慮が本当に必要ではないかなど。全国的にいろいろなことで地域振興を図っている市町村がございますので、もう少し職員の皆さんも研究していただいて、副市長もそういう部分の事務的なトップですから、そういうふうな面を十分に研究していただいて、とにかく地元の経済が、地元の企業がやはりしっかりしないと、かすみがうら市の税金上がりません、本当に。その辺を十分に指導、また研究していただきたいというふうに思います。

商工会の件でございますけれども、昨年、今年度もプレミアムつき商品券を実施するようなお話でございますけれども、この発行事業は実施されまして、作年度大変大きな予算でございます、商工会でも大変苦勞しておりました。商品券のデザインから印刷、のぼり、ポスター等の制作、商品券の販売まですべて商工会会員の手で実施されたことは、ご存じだと思います。まさにメイドインかすみがうらでやったわけでございます。また、あゆみ祭りとか、それからかすみがうら祭り、霞ヶ浦の帆引き船祭りなども、商工会会員が積極的に参加協力しております。先月に何度か積雪があったときも、いち早く建設業者が雪かきや塩カルまきを実施してくれておりました。

また一たび災害等が発生したときには、商工会員がおのおののノウハウを出し合い、対応してくれるはずでございます。市民の生活にはなくてはならない商工会でありますので、大小にかかわらず、市の公共事業は市内業者に発注していただけるように特段のご配慮をお願いしたいと思います。

プレミアム商品券、本年度も予定されておりますけれども、大変市民には喜ばれておりましたので、今後も定期的に販売を行う考えがあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

プレミアム商品券につきましては、21年度1万7000セットで実行されました。22年度につきましては、今の予定では1万セットで実施するというので、本年補助のほうを予算化しているところでございます。次年度以降につきましては、今後の経済状況を見ながら対応すべきかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

それでは、2点目の神立周辺整備について再質問させていただきます。

現在の段階では、区画整理事業に大規模な商業施設や集合住宅等の建設計画があるのかどうか。東口の現在の土地利用状況を見ますと、駐車場と自転車置き場となっており、商業施設やテナントビル、マンションなどの集合住宅の建設計画はほとんどないように思います。西口区画整理用地が完成後、保留地の売買が進まず、現在の東口地域のような駐車場や自転車置き場、また雑草を生やした空き地ということになることは、市の玄関口としては寂しい限りであると思います。多額の税金を投入して実施するんですから、土地利用計画を作成し、公表していただきたいというふうに思います。地権者の方何人かにお話を伺いましたが、向原のように事業をし得るまでの期間が長くなっては困ると。今回の事業実施決定を受けまして、私も自分なりに現地を歩いて感じたことは、西口広場、それから県道牛渡・馬場山・土浦線とそれから神立停車場線、駅舎、自由通路、東口広場とも、すべて土浦市のエリアになっておるわけです。本市のエリアは区画整理のほんの一部、0.1ヘクタールでございまして、仕上がりで宅地が5420平米になるということでございますけれども、私はもっと地域が広いのかなというふうに、もっと駅の中ほどぐらいいまで行くのかなと思っていたんですけれども、ちょっと勘違いしておりました。

今回、43億円の事業費のうち、かすみがうら市、本市でもって11億7000万円の負担でございすけれども、今後予定される駅舎、自由通路、東口広場の建設費の負担金、これはどういうふうになっていくのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、土浦市にとっては予算の規模からしても大した事業ではないと思いますけれども、本市にとっては大変な事業だと思います。国ではもう、公共事業の削減や事業の仕分け作業などを行っておりますが、この事業が仕分けの対象にならなければいいというふうに思っておるわけでございますけれども、県道牛渡・馬場山・土浦線の歩道設置と神立停車場線への接続ができれば、交通渋滞の緩和や歩行者の安全確保の問題は解決されるのではないかとこのように思います。

県道は県の事業でございすので、単純買収方式で建設していただければいいし、2.1ヘクタールのうちの9515平米が宅地となり、そのうちの0.8ヘクタールはかすみがうら市でございすので、これが周辺整備の計画なんですけれども、ごらんになってわかるとおり、ほんの一部がかすみがうら市で、駅中心から東口に至るまで、ほとんど土浦市のエリアとなっております。そういうことでございますので、この事業の見直しをする必要があると思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、都市計画決定後は土地の売買が規制されたり、建築確認に条件がつくことになると思います。また協力者の中には、高齢になられた方や、商売を続けたいが後継者がいないなど、移転により住宅や店舗の建築費を借金までして払っていけないとお話がございます。保留地減歩は20%ということでございますけれども、補償費で家や店舗ができるのかどうか、その辺を具体的に補償費のほうはどの程度まで内容として進んでいるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、地権者、利権者の意向調査も実施していると思いますけれども、区画整理地内へ定着して、商売または住宅を建設する希望を持たれている方がどのくらいおるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、先ほども申し上げましたように、現在、22年度の都市計画決定に向けた作業、あるいは23年度の実施計画に向けた認可の作業というものを進めるという状況でございます。さらに、今後の詳細についての協議が、両市あるいは県等との協議の中で検討をされていくわけでございますので、まだ現時点では詳細の内容が詰められていないという状況でございます。また、補償費につきましてもご質問がございましたけれども、現在、その調査まで行われていないという状況でもございます。さらに、負担割合というお話がございましたが、現時点では、かすみがうら市分0.8ヘクタールというような面積があるわけでございますが、そういったものも基準としました負担割合ということで進めるということになるかどうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的な考え方の中で、神立駅前の区画整理事業の見直しというようなお話でございました。基本的には、これまで計画をつくり、また議会の中の特別委員会をつくって同意を取りつけをした経緯がございます。そういった中で、今回一定の同意が得られた中で都市計画を決定するというような考え方を示したわけでありましてけれども、ただ、その半面、先ほどお答えしましたように、非常に政権が変わったり、あるいはまた国・県等の財政的な支援等の状況が変わる状況があります。そういった財源的な裏づけがなければ当然できない事業でありますので、その辺につきましては、その辺を十分に考えていく必要があるというふうに考えています。

ただ、駅前でありますから、これは市の玄関口でありますし、もうどこのJR、常磐線の駅前見てもわかりますように、神立駅が一番ああいった状況になっておりまして、あのままでいいというようなことでは決してございません。財政的にお金があれば当然やるべき仕事でありますけれども、その辺のことを踏まえて、状況をしっかりと判断しながら考えていきたいというふうに考えております。

それともう一つ、土浦市の関係がございます。これは、今お話がありましたように、駅前そのものは土浦市でありますから、非常に私ども難しい判断にはなるわけでありましてけれども、両市で協議した経緯がございます。しかし、駅前、駅舎そのものが土浦市でありますので、今、土浦市長にもその辺を十分に配慮して、しかも財政的な差があるわけでありまして、その辺についても面積割というような単純な形ではなくて、その辺も含めた中で、ぜひともご協力いただけるように、実は私、非公式でありますけれども、そんなお願いもしているところであります。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほどのお答えの中で一つ漏れてしまいましたので、お答えを申し上げます。

事業後の定着者というお話がございました。現時点では、事業への同意をいただいた状況で

ございますので、定着者につきましては把握をしておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

負担金の話でございますけれども、部長は面積割でいくというふうなお話で、市長からはよく土浦市と協議しながら、本当に全く財政規模が違うわけでございます、また、とにかくほとんどと言っていいほど、今回の割合からいっては9対1ぐらいの割合で、私は駅の東口まで入れればの割合だと思っておりますので、その負担というのは十分に協議をしていただいて、できるだけ負担が少なくなるようにひとつご協議いただきたいというふうに思います。

それから、定着に関してはやっていないというふうなことでございますけれども、補償とか何かの関係が出てくると思うんです。同意はしたけれども、だからまちづくりとして定着しないで区画整理をやっていたら、本当にだれも住まないような駅前になってしまうのではないかなというふうにちょっと危惧するわけでございます。その辺、しっかり動向を把握しておく必要があるというふうに思います。

土浦市では、土浦駅の北口開発が中断したということで、神立駅西口へスライドするような形で事業の実施になったのかなというふうに思いますけれども、昨年5月の区画整理の説明会では、8月までに95%の同意を取りつけると。それで9月半ばまでに都市計画決定の手続をするということでございましたけれども、最終リミットとして12月末を目標にしていたわけでございますけれども、70何%でなかなか難しいというふうなお話ございましたけれども、今年に入って突然92%の同意で事業に着手するとのことでございますけれども、目標に達していないわけです。目標に達していないでの事業着手ということに対して、市長はかねがね慎重に対応していくと、見切り発車なんかした場合に大変な事態に陥ることもあるので、きちんと内容をしてから対応していくというふうなお話ございましたけれども、その辺、経過とそれから決意のほどをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、土浦市では以前から都市計画税が実施されておりますので、神立駅前の開発などに使われる目的税でございますので、本市においても都市計画税が設置されていれば、財源になって非常によかったなというふうに思いますけれども、ありませんから一般財源からの繰り入れということになるでしょうけれども、費用対効果の面であられる事業でないと、なかなか市民の理解が得られないのではないかなというふうに思います。現在の経済状況では、新しくまた都市計画税を設置するといふとなかなか、実施するに当たっては市街化区域の住民や企業に理解してもらわなければならないことでございますけれども、かすみがうら市の今後のまちづくりとか都市計画には、どうしても必要なものだと思います。その辺も先ほどご答弁いただきましたけれども、議論する必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから、きょうも土浦市の議員さんお見えになっておりますけれども、かすみがうら市が金がないだったら貸してやるからなんてことのお話が前にございましたけれども、本当に厳しい財政状況でございますので、その辺の都市計画税の必要性、また設置する必要があるのかなというふうに思います。

この辺で、では3番目に移ります。

公用車の事故防止対策についてでございますけれども、事故に遭う、遭わないとかという部分は身近にあると思います。実際、公務のときもそれ以外でも、常に車の中にヒヤリハット報告書を置いておけば、全庁的にこういうふうな部分があったということで回してもらうことで、これには気をつけようとか、そうなるというふうに思うわけでございます。事故防止対策の一つだというふうに思っておりますけれども、公用車は市民の財産であり、無理な運転や不注意な運転で壊したりしたのでは、市民に申しわけがありません。そのような気持ちを常に持ち、自分の車以上に公用車を安全に、そして大事に乗っていただきたいと思っております。

そこで、ヒヤリハット報告書なるものを取り入れたらどうかというふうなことでお話ししましたけれども、取り入れていないということで、事故報告のみということでございますけれども。

あとは、最近テレビなどで、タクシーにビデオカメラを搭載されているもので、事故の瞬間を映し出すような場面をよく目にしますけれども、ドライブレコーダーというふうなものらしいですけれども、車に衝突が加わった際の前12秒と後ろ8秒を録画録音するためのもので、事故発生時の事実確認に役立てることができるということで、自治体ではつくば市の公用車にも配置されているようでございます。1台五、六万円と割と低価格で、職員の安全や事故防止を図るために救急車や公用車にドライブレコーダーを設置してはどうかというふうなことでございますけれども、ご見解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問のドライブレコーダーの設置については、県内での状況等も調査をしております。私どもで福祉バスに1台、これまで1台でございますが、設置をしております。今後、テレビ等でもいろいろなタクシーとか、そういう業務上必要な部分ということで設置をしているということを聞いております。こちら辺については早目に協議をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

11番。

当市での職員の安全管理、事故防止を図るためには、救急車、今お話がありました。1台に設置してあるというふうなことでございますけれども、救急車、公用車にドライブレコーダーを設置することで、交通事故を起こしたときに、訴訟になるケースもあるかと思っておりますけれども、そういったときに、事故の状況が録画されていれば重要な証拠として採用されるし、過失の程度もはっきりすることができます。職員の過失や市の損害を極力抑えることができるのではないかと。特に心配しているのは、各地で緊急自動車が交通事故を起こしていると思っております。本市では消防関係でございますけれども、常にサイレンを鳴らして走るわけでございますけれども、十分に注意はして走っていると思っておりますが、それでも起こるのが事故でございます。実際に今の自動車は気

密性に富んでおりまして、音響効果もすぐれているので、サイレンの音が聞こえないことが結構あるというふうに聞きます。また、視覚障害者の方とか、何かのときにサイレンが聞こえなかったりとか、聞こえづらかったりする。そうすると、おのずと交差点とか何かで事故に遭う可能性もあるわけでございます。職員の安全と事故防止に整備を図っていった方がいいでしょうか。

消防長もおいでですので、ご見解をいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 岡崎 勉君。

○消防長（岡崎 勉君）

ただいまの件ですが、確かに緊急自動車に対しましては、ここ消防車両とかあるいは救急車の事故が多いわけでありまして、必要であるということは十分わかっておりますが、総務部長が話しましたように、市とよく協議して設置していくようお願いしていくように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

11番。

4番目の飲酒運転防止についてでございますけれども、2009年の県内の飲酒運転取り消し者数は991人で、前年に比べて35.3%増加し、酒酔い、酒気帯び運転が過半数を占めております。たった一回の酒気帯び運転で2年間運転ができなくなり、大変厳しい処分になっているにもかかわらず、酒気帯びが510人と全体の51.4%を占め、前年の1.8倍にふえているとのこと。取り消し処分後再び免許を取得できない欠格期間は2年で、最も多く468人、次に1年で465人、改正道交法で新設された6年から10年も10人おるそうです。県内の交通事故死者数は199人で、2年ぶりに200人を下回ったものの、飲酒運転を原因とする死亡事故は16人で、全国ワースト2位というふうなことでございます。

公務員による飲酒運転も後を絶たず、警視庁のまとめでは、昨年全国で飲酒運転が原因で懲戒処分を受けた警察職員は20人で、うち免職者は16人だそうです。鹿嶋市の職員が飲酒運転で出勤し、懲戒処分を受けた後、処分取り消しを求め鹿島地方公平委員会に申し立てを行って、停職6カ月の懲戒処分に修正されて、その処分中に、また日本酒を飲んで物損事故を起こして警察に検挙された話とか、また高等学校の教師が酒気帯び運転で検挙され、懲戒処分になった事案もございました。本市の飲酒運転防止の取り組みについてお答えをいただきたいというふうに思います。本市の職員です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

飲酒運転の関係につきましては、合併時にこれまでの霞ヶ浦町と千代田町の規定がございまして、それらを厳しく統一をした点もございます。17年では酒酔い運転のみが免職ということで、酒気帯びは停職、再発の場合だけが免職というふうなことでございました。ただいまのご質問に

もありましたように、鹿嶋市でのそういう事例、全国でのいろいろな事例がございまして、平成20年度になりましてから酒酔い、酒気帯びについては1回で免職ということで改正を行っております。また酒気帯び等でも、例えば当日ではなくて、次の日の朝のときに捕まるというふうな事例もございまして。そういう場合については、今までの事例はございませんが、停職というふうなことで改正をしております。

これまでも、私どもの市でも何件かそういう事例がございました。その都度、市長からそういう部分については徹底をするということで、内部のイントラネットで周知をしているところでございます。以前から比べまして厳しく改定をしております。そういうことも含めまして、職員には今後もそういう面では徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

それでは、本当に飲酒運転等気をつけていただきたいというふうに思います。

5番目の農業再生元年と位置づけた新しい農業モデルについてでございますけれども、高速道路を利用する車の交通量は1日18万台とのことでございます。この乗車人数はこの何倍にもなるというふうに思いますけれども、高速道路の利用者と首都圏70キロというこの地の利を生かした地域活性化構想を私は練るべきであると。特に千代田パーキングエリア周辺は千代田町の時代に西部地区開発事業として計画されたり、中佐谷地区では県による農村公園計画がありましたが、中止となった経過がございまして。この地域は御存じのとおり、山本山から七会小学校方面になだらかな丘陵地で田畑が多くあり、南側に天の川が流れる自然景観に大変すぐれた地形となっております。このような恵まれた地形を利用した事業をぜひ考えてみたらどうかというふうに思います。

今、都会の人たちがどのような生き方を考え、田舎に何を望んでいるか。その思いにかなうものを提供することができれば、人を集めることは可能ではないかというふうに思います。人が集まれば消費が生まれ、製品が売れば原材料の生産、それから製品の確保が必要になります。施設の運営や工場の稼働により雇用が生まれる。もちろん自主財源であります市民税にもつながっていくわけでございます。観光客の行動として、例をとれば、従来は短期で大人数の団体でしたが、最近では少人数で体験型の旅行に変化しております。まさに産業変革の時代であって、消費者の行動ニーズにどうこたえるか。今後の産業振興、地域振興のかぎを握っていると思っておりますが、お考えをお話しいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいま、千代田パーキング周辺を生かしました地域開発構想なるものについてご提言をいただきました。先ほどのご質問の中にもございましたように、かつて農業公園構想、あるいはハイウェイオアシス構想を検討した経過がございまして。いろいろな事情の中で現在実現はしておりません。ただいま改めましてご提言をいただいた内容かと思っております。私どもとしまして、首都圏

から近い、一応さまざまな条件、さらに市の持つ自然環境、あるいは果樹のふるさと、あるいは霞ヶ浦の有するさまざまな水面の資源とか、いろいろな本市の持つ資源を活用した魅力ある地域づくり、そういう視点で市の振興策、あるいは農業再生計画を現在検討しているところでございます。ただいまのお話等承りますと、受け入れ態勢の整備とか、さらにさまざまな活動、イベントを通じた拠点整備といえますか、そのようなあり方につきましても検討が必要かと思えます。その辺含めまして、繰り返しになりますけれども、地域振興策、あるいは本市の農業振興策の一つの手法としていろいろ検討をさせていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

検討だけではなくて、実際に実施できるような実施計画をぜひ立ち上げていただきたいというふうに思います。

2番目のブランド化についてでございますけれども、焼き芋焼酎の湖山、ことしで2年目でございますけれども、昨年は大変好評で品薄状態でありましたが、ことしはいまいち販売が振るわず、まだ在庫が残っているとのことでございます。ことしの生産には1.8リットルの瓶も製作するようなお話を伺っておりますけれども、原材料のサツマイモと販売だけがかすみがうら市製で100%メイドインかすみがうら市にする考えはないのですか。重要な部分が水戸です。今は明利さんでつくって醸造していると思っておりますけれども、地域振興につなげるのには、やはりすべてを市内で賄えるということが重要ではないかなというふうに思います。

現在の湖山、霞恋にいたしましても、市の後押しがなくなった場合に、自立して事業が継続できるのかどうなのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。私の知り合いで、九州に芋焼酎の製造会社を経営しておられる方がおりまして、焼き芋焼酎に関してお話を伺ったところ、普通の芋焼酎は芋を蒸気で蒸してつくっておりますが、焼き芋焼酎は芋を焼くことによって雑味がなく、味、香りが芳醇で、甘みがあるのにきれがよい焼酎になるということでもございました。しかし、焼きかげんが微妙で、なかなか同じ味をつくり出すことが難しいというようなお話でもございました。かすみがうら市のブランドとして今後も定着させていくには、一番にやはり味がいいこと、それから常に一定の品質を保つことがブランドを維持することには非常に重要であると私は思いますけれども、ご見解をいただきたいと思えます。

それから、北海道の十勝で、タレントの田中義剛氏が花畑牧場で生キャラメルなどの製造をして大変人気を誇っておりますが、第一次産品に付加価値をつけた代表例で、流通にも配慮しております。農商工連携の新しいビジネスモデルではないでしょうか。本市においても、ブランド化を積極的に推進しておりますが、今後は農業を商業化、あるいは工業化していく取り組みが求められていると思えます。地域の資源や農作物を生産加工して新たな付加価値製品として生み出す際に、工業との連携と技術革新、商業との連携で販路拡大を実現する。そうした創意と工夫が本市の産業の活性化につながるきっかけになればいいと考えております。

市長におかれましても、もう既にマルツボ食品で実践され成功しておられるわけでもございますので、そういう実例があるのですから、ノウハウを新しいビジネススタイルに向けていただきたい

いと思います。市長のお考えをいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、湖山、ご承知のように、かすみがうらブランドとして湖山の宝というネーミングを命名いたしまして、今、推奨品の認定を昨年行ったところでございます。その一つが湖山の宝、焼酎湖山でございます。一番問題なのは、やはり今回は我々市が後押しをして協議会中心になってつくった、いわば官製版のブランド商品でございます。これをやはり民間ベースで実現しないと本当のブランドになっていかないと私は思っています。そういう面で、一つモデルケースとしてつくったものでありますので、その辺については今後、商工業者と協議しながら、どう地元根づかせていくか、そういった手法が必要だというふうに考えています。

それから、今は先ほどお話もありますように、生産をするのは簡単であります。茨城県というのは、非常に県、全国でトップレベル農産物が十幾つあると言われております。しかしながら、知名度は47都道府県で下から数えたほうが早いそうでありまして、これはやはり生産県ではあるんですが、なかなか観光資源も少ない、あるいはブランド力も足りないという中で、水戸の納豆なんかが有名でありますけれども、そういった販売力が非常に弱いと言われております。その力をつけるのに、やはり生産物を加工したり流通したり、そういったものをいろいろな角度で取り組んでございます。それは、行政もそうでありますけれども、そういった意識のある業者をどう育てていくかということが大きな課題でありまして、そういったやる気のある加工業者、生産者、そういったものの育成を農工商連携の中でやはり取り組んでいくことはこれからまさに時代の要請でありますので、私どもも研究しながら、そして皆さんのお力をおかりしながら地域の中に根づかせるように、そして民間ベースで商売としていっばいもうかるような、そういった事業をつくることでありまして、形だけつくってもしょうがないので、そんな気持ちで我々としては取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

では、6番目の小学校・中学校の教育環境の悪化の改善の再質問をさせていただきます。

次代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ環境整備を重点的に行っていることはご答弁のとおりでございますけれども、次世代育成地域支援行動計画後期計画の策定のためのアンケート調査が公表されましたが、その内容で気になる点がありましたので、お話をさせていただきます。

アンケートの回収率ですが、就学前児童保護者が56.2%、小学校児童保護者が77%という内容でございます。ファミリー・サポート・センターの利用についてはほとんどなし、地域子育て支援センターのやまゆり館の利用についても、12.6%と極めて低い利用率になっておるんです。母子の健康や医療についての乳幼児健診で受けていないとの回答が18.1%です。行けない理由が、

仕事が忙しくてとの答えが60%に達しております。

また、児童虐待についても17%の親があると答えております。多くの事業を実施しておりますが、保護者の事業に対する理解が足りないのではないかと。行政側の指導不足というか、PR不足ではないかというふうに思います。このあたりの問題点を後期基本計画でどのようにとらえているのか、お伺いをいたします。

私が注目したのは、今回のアンケートに参加しなかった保護者の動向でございます。子育ての孤独感や育児不安、また経済的な理由によるまともな食事も与えないなどの虐待もふえていることです。数字にあらわれない本当の部分に、本当の支援が必要ではないかというふうに考えます。行政でやるべきは、もっともっと細かにいろいろな状況に対応する指導、サポート体制の充実が必要ではないかというふうに思いますが、ご見解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 菅谷憲一君。

○保健福祉部長（菅谷憲一君）

それでは、お答えを申し上げます。

後期計画にかかわりますアンケート調査の件でございますが、まず、ご指摘の件につきまして、私ども十分に承知をしているつもりでございます。また、アンケートの調査回収率、ちょっとご指摘の件と離れる部分もあろうかと思っておりますけれども、約70%程度の回収という状況になってございます。それで、ただいま議員さんのほうからご指摘がございましたアンケート調査をいわゆる未提出の方、参加しない方の指導等はどういう考えを持っているかということだと思っております。この件につきましては、先ほど市長のほうから前期計画の実績ということで、保育所の関係あるいは放課後児童クラブの効率的な運営、さらには家庭児童相談室の設置等々があったわけでございます。今後もこれらのことを踏まえまして、さらなる質の向上、あるいは充実を目指しまして努力をしまいたいと思っておりますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

11番。

今、ご答弁では77%ということですが、アンケートに参加しなかった人が、児童保護者は56%ですから、56%しか参加していない。半分ちょっとです。おっしゃったのは、小学校の児童、これは学校が回収しているんで、きっと77%という大きな数字が出ていると思います。私がお話したいのは、児童生徒よりもその下の就学前の保護者に対してのことでございます。各種事業を行っていることは私も十分理解しておりますけれども、今おっしゃったように声が届いていない、行政の情報が届いていないところが大変多いと。そういうところにいろいろな問題を抱えているのではないかと。情報が届いているいろいろな事業に参加している人は、十分なサービスを受けていると思います。そうではなくて、届いていない方へいかに届かせるか。それが大きな課題ではないかというふうに思います。その辺、もう一度ちょっとご答弁いただけますか。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 菅谷憲一君。

○保健福祉部長（菅谷憲一君）

それでは、お答えを申し上げます。

行政のほうから声が届いていない方についてというご質問でございますが、この件につきましては、当然行政を執行する上には、子育て関係ばかりではなく、地域住民の関係の方々のご支援、ご協力が不可欠と、このように考えているわけでございます。したがって、この役所の中に、保健福祉部の中に、先ほども申し上げましたとおり、家庭相談室という室を昨年から設けまして、今現在2名の臨時職員の方々が地域の方々と連携を図りながら、そういう児童の虐待防止等々につきましても対応をしているところでございます。したがって、地域の民生委員さん、あるいは区長さんの方々のこれからのなお一層のご支援、ご協力をいただきながら、歩調を合わせまして行政のほうを推進してまいりたいと、このように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

それでは、学校内外での非行の問題でございますけれども、小・中学生の一部生徒による非行の問題は以前から問題になっておりますけれども、対策に向けていろいろ協議がなされていると思いますけれども、なかなか簡単に解決しない問題であります。校内暴力や学級崩壊など、子どもの非行問題はここ数年、全国の各自治体で大きな問題となっており、解決策がなかなか見つからず、苦慮しております。

昨年の7月に下稲吉中学校で、荒廃した教育環境の改善を目的とした学区内関係者との連絡協議会がありまして、私も参加してまいりましたが、この会議には、学区内の区長さんを初め民生委員児童委員の方、青少年相談員、PTA後援会、神立交番の方も参加されて、校長先生の、現在までの校内の様子、生徒の行動、先生方の取り組みについて報告がありまして、参加者からもいろいろな意見が出ておりましたけれども、家庭の教育力の低下の問題や、貧困家庭がふえていること、小学生が夜遅くコンビニの前でお弁当を食べている姿を見かけるとか、小学校で言葉づかいがひどく、死ね、殺してやるとか、ぶっ殺すとといった、そういう言葉を、ゲームや漫画の影響もあるでしょうけれども、小学校低学年や中学校の子どもでも平気で使っており、おなかを飛びげりするなどの驚くような行動をとる児童がいること、また万引きをする児童やグループで万引きや傷害事件などの中学生が関係する事件も多発していることなど、大変厳しい内容となっております。

参加者からは、もう下稲吉中学校を思い、涙ながらに改善をおっしゃっている方もおりました。参加者全員で学校と地域と家庭で、みんなで協力して子どもたちの健全育成を図っていくということを確認し合っておりましたけれども、下稲吉中学校で片親家庭が18%、下稲吉東小で15%だそうで、その中の何人かの保護者の方にお話を伺う機会がございまして、そうしたら内容として、生活するのがやっとならぬ子どもの教育まで手が回らないとか、それから夜の仕事をしているのでなかなか面倒を見られない。家庭団らんというわけにはいかないなどの、保護者の教育に対する考

えが低下している方が多いようでした。

三つ子の魂百までと申します。悪い芽を早いうちに摘み取ることができれば、小学校や中学校へと進級しても非行行動に走る子どもは少ないのではないのでしょうか。幼少期にたっぷり愛情を注いで育てていく必要があると思います。暴力団の予備群や事件を起こす被疑者など、社会悪をかすみがうら市から出さないようにしなくてはならないというふうに思います。

家庭相談体制の強化とか、ご答弁で新たに養育支援訪問を実施するとの内容でございますけれども、教育委員会、保健福祉部が連携をとって、ゆりかごから中学校卒業までをサポートするような、そんなサポートセンターのようなものをつくっていただいたらどうかというふうに思います。

それから、学校問題解決支援チームというものがございまして、これは大阪市、豊中市や京都で、子どもの実態や学校の教育実践を理解されずに、保護者から一方的な批判や道理に基づかない要求を行うモンスターペアレントに対処するのが目的とされておるもので、京都市では、それと共通して自立促進教育チームというものを発足しまして、反社会的な問題行動を起こしたり、正常な教育活動を妨害するような問題の解決にかかっているということでございますけれども、その辺の内容についておわかりでしたらご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、下稲吉中学校の器物破損の事件でございますけれども、その中で、PTAやそれから後援会等、皆様大変心配しておりまして、防犯カメラを設置したらどうかというような要望が出ておったと思いますけれども、その辺どのように現在なっておるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

○教育長（大竹三千代君）

子どもたちを育てる地域の力ということについては、私は本当にまことに同感でございます。そして、現在の喫緊の課題解決のためには、今ご指摘がありましたように、京都市などでもやっております問題解決チームということがございますが、その中には心理学者でありますとか、そうした方々も入っているわけでございます。

かすみがうら市においては、なかなかそういう専門の方を集めにくいということもございまして、今は県のほうで行っております青少年問題サポートチームということで、警察のOBの方、そして心理学関係の相談員の方、そういう方の力を借りてかすみがうら市のほうでも対応をしているところでございます。教育委員会からも参加をして、今子どもたちのいじめとかそういうことに対しても対応を進めているというようなことでございますので、新たにまた考えて整理をしていきたいと思っております。

そしてまた、長期的なものにつきましては、やはり地域力、地域の子どもの地域で育てることが最も大切なことでございまして、昨日、学校支援本部事業を、かすみがうら市は2年ほど立ち上げて経過いたしました。その中に集まられた地区長さん方が今何をしたらいいのか。そんな声かけのような小さなことで、それで子どもたちの心に届いていくなら、やっつけていかなければならないというふうに、本当に熱い思いで参加していただきましたので、PTAの会長さんも、この事業はぜひ続けていただきたいというほどに、きのう盛り上がったところでございます。地

域の子どもたちを地域でという、何か投げかけを教育委員会のほうでさらに続けていきたいと思うことが2つでございます。

そして、3つ目のハード面で、犯罪の抑止、防止のために、防犯カメラ等はどうなのだという事で、一連の事件がございましてから、新たに3基つけさせていただきました。本当にそういう意味ではハード面、ソフト面、これから子どもたちが健やかに育っていくための環境づくりに、本当に全力を挙げて邁進していきたいと思えます。

どうもありがとうございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

次世代育成支援地域行動計画であります。

十分に子どもたちの健全育成を図られる内容だと私も思います。しかし、アンケートの結果でもわかるように、本当に支援を望んでいる市民には届いていないのが現状ではないかなと思います。やはり子育て、教育の問題で、まだまだ困っている方がたくさんいるわけでございます。どうしたら解決できるだろうか、どうすればいいのかなと悩んでいる方がたくさんおると思えます。そういう中で、情報をキャッチできる体制でいること、そしてすぐに行動に出る態勢でいること、時と場合によって事例を参考にして対応するんだという部分を常に頭に入れていただきながら、一つ一つの問題解決に結びつけていっていただきたいというふうをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

昼食休憩に入ります。

再開は午後1時半からといたします。

休 憩 午後 0時30分

再 開 午後 1時31分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

7番 中根光男君。

[7番 中根光男君登壇]

○7番（中根光男君）

7番。

平成22年第1回定例会に当たり、市民の代表として、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、農業再生ビジョンについてをお伺いをいたします。

今回の農政転換は、期待の一方で、多くの農業者から農業に対する中長期的な展望が明確でな

い。担い手対策や地域の自主性が担保されていないなどの基本的な問題点が指摘されております。しかしながら、現政権はその担い手育成、またその柱の一つである集落営農の位置づけを明確にしておりません。農業再生の柱と言える担い手像を欠いたまま、所得補償だけで農業生産は何とかかなるという状況ではありません。生産現場の不安にこたえるためにも、担い手像を含めた農業の中長期的な具体的なビジョンが重要となりますので、その観点から、①農業者に対する中長期的な展望と支援策について、②担い手育成、担い手像に対する考えについて、③遊休農地に対する具体的な改善策について、④今後の具体的な計画案についてどのような検討をするのかをお伺いをいたします。

次に、戸別所得補償制度についてをお伺いをいたします。

農水省が実施するモデル対策は2つの柱から成っており、1つは米の生産調整に協力した販売農家に対し、生産費と販売価格の差額を補てんする米戸別所得補償モデル事業で、もう一つが水田で大豆や麦、米粉、飼料用米を生産する販売農家を対象にした水田利活用自給力向上事業でございます。

しかし、米のモデル事業の問題点は、戸別所得補償という名称があたかも一戸一戸の農家の所得を補償するかのような誤解を与えております。実態は、差額の戸別配り制度にすぎません。制度の概要は、生産数量目標に従って主食用の米をつくり、水稻共済に加入している販売農家などに対し、全国一律の定額10アール当たり1万5000円を補償するものであります。全国一律にすると不利な条件で米をつくる生産者の努力が報われません。

もう一方の、米から転作作物を助成する自給率向上事業にも問題点があります。現行の産地確立交付金は、農地の団地化や担い手に対する経営支援に応じた地域独自の加算を行い、地方が主体的に転作を進めることができるようになっておりますが、これを廃止し、品目ごとに全国一律の金額を助成する事業を実施をしようとしております。生産調整に真摯に応じ、経営努力を重ねてきた生産者や地方への配慮が全く欠けております。①具体的な説明会はいつからどのように実施するのか。②理解できない場合の相談窓口についてをお伺いをいたします。

次に、子どもの読書運動についてお伺いをいたします。

ことしが国民読書年であります。2008年に衆参両院で全会一致の決議を経て制定されました。私たちが読書の重要性、特に子どもたちが本に親しむことの大切さを再認識しなくてはなりません。朝の読書が定着した学校では、読解力の向上だけではなく、子どもたちに落ちつきが出てきた。遅刻やいじめが少なくなったなどの効果が報告されております。しかし、事業仕分けの結果が反映された22年度予算案では、子どもの読書や体験活動を応援する子どもゆめ基金を廃止し、その上に子どもの読書活動を推進する事業は大幅に縮減されてしまいました。仕分け結果に寄せられた国民からの意見のうち、実に9割近くが反対であったにもかかわらず、無理に決定をしてしまいました。教育現場などでの着実な努力をどのように考えているのか、私には到底理解はできません。そのような状況の中で、①現在の進捗状況について、②子どもゆめ基金の廃止、子どもの読書を推進する事業の大幅縮減の中で、充実した読書運動にどう取り組むのかをお伺いいたします。

次に、安全な自転車通学についてお伺いをいたします。

茨木町で昨年10月、自転車で通学中の小学1年生の女子児童が、トラックにはねられて死亡い

たしました。危険な通学路に対して安全対策をどうするのか、早急な取り組みが求められています。県は昨年12月、安全対策に乗り出すよう市町村に指示を出したものの、抜本的な対策が進んでいないのが実情であります。その観点から、①自転車通学に対する安全指導の状況について、②今までに報告されている事故、けがの実態について、③今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、各学校の耐震化についてをお伺いをいたします。

このたび提出された予算案では、学校施設の耐震化について予算計上されたのは2,200棟分、地方自治体から要望があった5,000棟の半分にも満たない状況であります。一方で、高校授業無料化に3900億円を計上し、結果的に子どもや地域のまさに命を守る学校の耐震化予算が大幅に縮減されました。現在の推進状況について、②財源の縮減により耐震化事業への影響について、③今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、ひとり暮らしの高齢者、障害者世帯に対し、火災報知器無料配布についてお伺いをいたします。安心・安全なまちづくりの観点から、設置する考えがあるのかの答弁をお願いいたします。

次に、公有財産のデータ化についてお伺いをいたします。データ化により、行政財産、普通財産の把握がしやすくなり、また属性を入力することで権利関係や財産の流動の経緯がわかる上、財産に関する調書などの関係書類の作成も正確にできるようになります。新システムにすることで利便性がさらに向上すると思いますので、①現在の状況について、②データ化の必要について、③今後の具体的な取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、市のホームページで動画配信サービスについてをお伺いをいたします。

当市の身近な行政を進める観点から、動画による情報配信を積極的に推進することが、市の活性化につながると確信をしております。内容につきましては、観光スポットや1週間ごとの市政トピックス、坪井市長のメッセージなど魅力ある情報にしていきたいと思っております。①市政の動き、観光スポットを動画にして全国に発信するサービスについてお伺いをいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

1点目の農業再生ビジョンにつきましてお答えをいたします。

近年の農業を取り巻く環境は、後継者不足や高齢化、農産物の価格の低迷など深刻な事態となっているところであります。そういった中、農業を発展させていくためには、農業を経営していただく農業者を育てることだと考えております。本市においてもすぐれた農業を経営している方も多くおりますので、まずはそういった方々をモデルにいたしまして、認定農業者の育成と確保、また安定した農業経営と経営体を強化する観点から、法人化に取り組んでいただけるよう支援に努めてまいりたいと考えております。

また、認定農業者をめざす農業者に対しましては、経営負担を軽減できますよう、補助のあつせんから経営指導、農業の担い手となる農家の育成や規模拡大の促進と、安定した農業を継続的に実施できるよう、関係機関とともに支援をしてみたいというふうを考えております。

次に、遊休農地の改善策につきまして、昨年設立いたしました耕作放棄地対策協議会を中心にいたしまして、耕作放棄地を耕作目的で整備する際の補助金の交付などを行いながら、遊休農地の改善に努めてまいりたいと考えております。また、耕作放棄地のモデル的な解決策といたしまして、地権者の協力を得ながら、耕作放棄地の集積、整地を行いまして、景観作物や新作物等の作付に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

次に、今後の具体的な計画案につきましては、農業再生においても農業者としての志も大切でありますけれども、生活基盤が強くないと継続をした農業経営はできませんので、収益につながるような農業を目指す必要があります。生産から加工、販売とそれぞれの段階で付加価値をつける経営に、あるいは総合的に6次産業的な考え方も重要な内容でありますので、農業者、加工団体、生産組合、農協などと連携をしながら取り組み、農業は楽しい、農業で生活が楽になったと言われるような雰囲気づくりも大切ではないかというふうを考えておりますので、農業のPRに努めてまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

2点目の戸別所得補償制度につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の子どもの読書運動につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

4点目の安全な自転車通学、さらには5点目の各学校の耐震化につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

6点目のひとり暮らしの高齢者、障害者世帯に対する火災報知器の無料配布につきましてお答えをいたします。

新年度予算の中で、高齢者の生活支援を強化する視点に立って、65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者世帯に対しまして、火災報知器の無料配布を予定をいたしております。そのほか、詳細につきましては、保健福祉部長から答弁させていただきます。

7点目の公有財産のデータ化、さらには8点目の市のホームページにおけます動画配信サービスにつきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

中根議員の質問にお答えいたします。

3点目の子どもの読書運動につきまして、ご説明させていただきます。

現在、学校における読書活動の取り組みでございますが、朝の読書活動を定期的に全校17校で取り入れております。そして、さらに県の事業である、みんなに、すすめたい一冊の本事業についても、各学校で積極的に活用して読書冊数の目安、そして目標を設定して子どもたちの読書意欲を向上させるように務めているところでございます。各学校においては、PTAやそれから地域の読み聞かせのボランティアさんの協力を得ながら、読み聞かせ活動、そして母親文庫の展開、

学校独自に読書冊数の目標設定などさまざまな取り組みを実施して、読書活動の充実を図っているところがございます。

また、平成20年度から中学校に学校司書を配置し、運用を図っているところで、小学校への派遣も作年度取り入れまして、学校図書館環境の充実が図られまして、読書に関する相談体制も整いましたことから、図書室を訪れる子どもたちが大変ふえてきております。今後も、これらの取り組みの継続、そしてさらに拡充を図りながら、子どもたちが本に親しむ、そして言葉を大切にすることを推進できますように、推進を図ってまいりたいと思っております。

2点目のゆめ基金の廃止、それから読書推進事業の大幅削減のことにつきましては、本年度はこれが継続になっていたようございまして、本年度の子どもたちのほうには影響がございませんでした。それにつきましても、子どもの読書環境をよくしようという観点から、さらに読書活動を充実させてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

[環境経済部長 坂本裕司君登壇]

○環境経済部長（坂本裕司君）

中根議員の質問にお答えします。

2点目の戸別補償制度につきましてお答えいたします。

平成21年12月22日、赤松農林水産大臣より、22年度に実施する戸別所得補償モデル対策の骨格の発表がありました。この制度は、先ほど中根議員の質問にもありましたように、転作に参加する農家に対して農作物の販売価格が生産コストを下回った場合に、その差額を補てんする等の制度であります。これまで転作は耕作放棄地をふやし、深刻な担い手不足を招いてきた状況がありますが、転作をしなければ、米が余り、価格が下がり、農家の経営は苦しくなるため、転作と所得補償をセットで実施するというものです。今後の国の動向を見定め、制度の推進をしたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

なお、説明会につきましては、19日から逐次説明会を行ってまいりたいと思っております。

また、相談窓口の設置につきましては、国や県の関係機関との連携により、相談窓口を設置したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

4点目の、安全な自転車通学につきましてお答えを申し上げます。

自転車の通学を実施をしております学校は、小学校で1校、中学校は全校の4校となっております。自転車通学における安全指導についてでございますが、各学校で交通安全教室などを定期的、いわゆる毎年1回でございますが、1回以上実施をいたしまして、警察署や交通安全協会役員の方々などから安全な自転車の乗り方、交通のルールなどをご指導をいただいております。

一方、通学路上の危険箇所の把握や周知は、学校が直接実施をしているところでございます。

また、より安全意識を高めるという観点から、学級単位でも安全指導、とりわけヘルメットの着用徹底の指導に努めているところでございます。しかしながら、ちょっとした不注意から事故が起り、残念ながら子どもたちがけがを負う報告を受けておる現況にございます。子どもたちそのものの不注意もございませけれども、車側の瑕疵が原因の事故もございませ。

事故は子どもたちへの指導だけで防げるものではありませんが、今後もこの取り組み指導を継続し、子どもたちの安全を確保し、危険の潜む通学路につきましては、関係機関への改善の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

なお、具体的にございませた事故、けがの内容につきましては、21年度の実態を申し上げますと、8件ございませた。うち転倒をし、そして入院加療したのが10日間というのが一番重い状況でございませ。そのほか、7件は車の相手でないものの軽いけが、あるいは接触によるものというふうになってございませ。合計で8件でございませた。

以上のような状況でございませるので、今後もこの取り組みは続けていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 菅谷憲一君。

[保健福祉部長 菅谷憲一君登壇]

○保健福祉部長（菅谷憲一君）

それでは、中根議員の火災報知器の無料配布につきましてお答えを申し上げます。

最初に、ひとり暮らしの高齢者世帯に関してお答えをいたします。

急病や災害時等の対応と日常の不安の解消を図るため、65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者等に対しまして、緊急通報システムを給付及び対応をしている世帯が、現在126世帯ございませ。これらの世帯等を対象にいたしまして、22年度より緊急事態において、機敏に行動することが困難な非課税世帯及び生活保護世帯に無料で設置をいたしまして、火災の発生を未然に防止し、または早期に報告する環境を整備しまして、安心・安全な生活を支援するよう取り組んでまいります。

次に、障害者世帯に関してお答えを申し上げます。

障害者世帯の火災警報器の助成等につきましては、12月定例会におきまして答弁を申し上げましたが、かすみがうら市障害者等日常生活用具給付事業なる制度がございませ。この制度の中に自立支援生活補助用具といたしまして、火災警報器が該当となり、費用の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得税非課税世帯及び生活保護受給世帯につきましては、自己負担額はございませ。このかすみがうら市障害者等日常生活用具給付事業の制度の活用を図るために、市広報紙の4月号に掲載する予定で現在準備を進めているところでございませるので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございませ。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

大変申しわけございません。

一つ答弁が脱落してしまいましたので、追加して説明させていただきます。

学校の耐震化につきまして、お話を申し上げます。

各学校の耐震化につきましてでございますが、初めに耐震化の進捗状況でございますが、ご案内のとおり、昨年度と本年度21年度、この2年間にわたりまして、市内の全小・中学校の該当施設の耐震診断を実施をいたしました。その結果が出そろいましたので、過日お示しをいたしたとおりでございます。

なお、この耐震診断の結果と、学区審議会からの小中学校の適正規模、そして適正配置の答申を踏まえまして、平成21年度は国の補正予算、これを活用いたしまして下稲吉東小学校の体育館及び下稲吉中学校の校舎の耐震補強工事設計業務を実施をいたしております。間もなく設計が出そろうということになりますので、これらの補強工事につきましては、今議会の補正予算に計上させていただいております。平成22年度に繰り越しをいたしまして、工事を行う予定であります。

次に、国の22年度の予算における耐震化事業の状況につきましては、前年度比較では縮減になる見込みではございますが、国・県に対しより一層継続して必要性を要請し、財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

今後の取り組みにつきましては、耐震診断調査の結果を踏まえまして、先ほど申しました小・中学校の適正規模、適正配置の検討を行い、そして国からの補助等の状況を見きわめた上で、各学校の施設の耐震化事業を進めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。大変失礼をいたしました。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

中根議員のご質問にお答えをいたします。

7点目の公有財産のデータ化についてであります。現在の公有財産管理につきましては、財産の管理調書を担当課においてパソコンに入力し、データにおいて管理をしている状況でございます。データ化の必要についてでございますが、電子データで管理し、システム化することにより、売却可能資産の抽出、さらには各種図面の照会、財産データの更新等の事務手続を簡素化できると考えられますので、有効な管理方法であると考えております。

今後の具体的な取り組みにつきましては、将来的ではございますが、公有財産管理台帳のシステム化が必要であるというふうと考えております。関係各課と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

○市長公室長（塚野 勇君）

中根議員のご質問の中で、8点目の市のホームページからの動画配信サービスにつきましてお答えいたします。

市のホームページにつきましては、必要な情報を、時間を問わず必要なときにわかりやすく提供することができる行政情報伝達の手法の一つとして考えておりました、市の観光資源を初めとする地域特性、あるいは市の魅力をPRする手段としても大変大きな役割を果たすものと考えております。また、市民協働のまちづくりを進める上で、市民のご意見等を直接拝聴できること、あるいは市民意見公募等、双方向に情報をやりとりできることから、大変有意義なシステムであると考えております。

ご提案の動画配信につきましては、現在のホームページにおいても帆引き船物語等テーマ性を持ったものにつきまして、一部配信をしております。アクセス件数等が多いことから、利用者にとりましても魅力あるものになっているものと考えております。

なお、現在のホームページにつきましては、基本的には合併当初に開設したものでございまして、利用者側からの視点に立った使いやすさ等への対応が必要と考えております。このため、新年度におきまして、市民ニーズ等踏まえましてホームページをリニューアルすることを考えておりますので、この中で、ご提案の動画配信等も含めまして対応について検討していきたい。このように考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

農業再生ビジョンについて、2回目の質問をさせていただきます。

現在、私個人的に農業のアンケート調査を実施しております。そのような中で、いろいろと市に対する、また国に対する要望等数多くありました。そういう中で、特に多かった内容について若干お話しさせていただきたいと思うのですが、やはり今回の国の施策として具体的なビジョンがないと。また担い手育成支援体制が具体的にない。また、この後再質問させていただきますが、戸別補償制度についても、これは単なる一時的な目先のばらまきであって、何ら施策ではない。将来希望の持てる施策ではないという、そういうアンケートも数多くありました。

今回、農業再生といっても、一言で私個人に問われたとしても、こうすればよくなる、こうすれば担い手が育つということを今一言で申し上げてみると問われたとしても、非常に難しい部分がございます。しかしながら、今世界的に実際に起きていることは、温暖化現象により砂漠化が進んだり、集中豪雨が発生したり、去年はオーストラリアで干ばつが続き、日本で輸入している小麦、本当に6割、7割という輸入している小麦がほとんど輸入できなかったという、そういう干ばつが起きたりとかいう、そういう障害も起きました。

そういう中で、やはりこれから国の施策としても自給自足という一つの観点から、耕作放棄地をなくしていくという施策を国のレベルでもやはり具体的にしていかなければ、これは地方と国と農協と本当に連携した中での施策でなければ、本来の意味での遊休農地にしても、担い手にしても、私は届かないと思っております。こういうふうなアンケートの中身を通して私が感じることは、やはり国会議員にしても、現場の大変さ、厳しさ、苦しさというものが本当に命で感じら

れないと私は思うんです。そういう中で、本当に苦勞した国会議員が本当に農業の痛み、苦しみ、それを本当に命で感じられる、そういう議員に立ち上がってもらいたいと、個人的にはそういう要望をしているわけですが、残念ながら今の段階では全く見当たらない状況であります。

そういう中で、このアンケートの中にもございましたように、将来の中長期的なビジョンも、国も市も本当に真剣になって取り組んでいかないと、ただ机上論だけで終わってしまう。私はそのような懸念を抱いております。そういう観点から、市長も農業再生元年としての位置づけ、そしてこれから、具体的にかすみがうら市としての地域性を生かした、こういう農業の再生ということに私は期待をしておりますし、また坪井市長もいろいろな面で農業法人を立ち上げていく中でいろいろな苦勞をしてきた、そういうものも生かしていただきたいと私は期待を寄せているところでありますので、どこかこの農業再生ビジョンについては私たち議員も本当に惜しみない協力、そしてまた現場に行って現場の状況も把握していく、そういうこともしていかなないと私は進まないと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、戸別補償制度についてでありますけれども、先ほど部長から説明があったとおりで理解はできましたけれども、今回の戸別補償というのは非常に複雑な点がございます。先日も推進協議会の中で、総会の中で、私も県のほうの担当者に質問させていただきましたけれども、やはり今回はあくまでも共済に加入して、そして減反の面積をクリアしていなければ、この対象にならないわけです。

そういう中で、現場でどのようなことが起きておりますかといいますと、今自分の土地をほとんど貸して、そして耕作していない農家も非常に最近多くなっています。中には、集約農業として10町歩、15町歩、20町歩という形で土地を借り受けて生産をしている方もおります。そういう中で、今回非常に懸念される問題といたしまして、例えば地権者が共済に加入していて貸してあると。当初、私が去年の12月20日に国会議事堂の近くにある憲政記念会館で国のほうの方の説明の勉強会に行ったときには、私が質問したときには、共済掛金に加入している人が給付を受ける権利があるというようなグレーゾーンのような言い方をしていましたけれども、そういう面で先日も質問したわけですが、そうしたら担当者の方は、これはあくまでも耕作している人がもらうべき中身だという話があったんですが、そういう面で、地権者と耕作者の間にトラブルが発生する可能性は私はあると思います。共済を払っているんだから私がもらうべきだと。いや、私が耕作しているんだから、反当1万5000円は私がもらう分だという中で、うっかりしたら、中には地権者と耕作者が両方で申請してしまうという、そういうトラブルも発生する可能性があります。

そういう中で、仕分け作業が非常に複雑になってまいります。だからその辺も踏まえて、やはり説明会の中ではきちんと説明、いろいろと説明し質疑応答はしていくと思うんですが、非常に年配の方は理解できない人がたくさんいらっしゃると思うんです。

今回の制度というのは、例えば5反歩の面積、50アール耕作してまして、そして減反面積をクリアして5反歩耕作していると仮定をいたしましたら、その中の10アールは、これは食用とか縁故米という形の該当になりますので、1反歩、10アールはマイナスしなければならないんです。すると40アールに対しての給付ですから、6万円国のほうから、これは市とか県が中へ入らない、国から直接本人の口座のほうに振り込まれるという、そういう体系になるわけです。

だから、中にはいろいろ誤解をしております、休耕した面積に対して1万5000円もらえるのかとか、いろいろな現場へ行ってアンケートをとった中で私も聞かれるわけですが、非常に認識がいろいろまちまちなところがあります。だからその辺もやはり親切丁寧に説明していただきたいと思うんです。

今回の中身については、例えば麦とかソバをつくった場合に、今まではつくり捨て、とりあえずまいて実が発生したものを確認すれば、それは認められるという状況ですけれども、今回の制度というのは、あくまでも収穫をしなければ対象にならないということですから、ただつくればいいという――、あくまでも作物をつくって収穫するというのが前提での内容になりますので、その辺もやはり具体的に説明をしていただきたいと思うんです。

戸別所得補償制度については、やはりこれから地域で、そして年配者の方は申請するのに非常に複雑でわかりにくいという話もあります、現場で。だから、その辺も丁寧によく申請の方法、そしてわからない人には時には、市の職員が出向いて行って説明してやるとか、相談窓口に来てもらうとかという、そういう体制を整えていただきたいと思います。

3点目の子どもの読書運動については、先ほど教育長さんのほうから話があった内容で私も理解できましたので、さらなる充実をしていただきたいと思います。

それから、4番目の安全な自転車通学について再質問させていただきます。

非常に皆様御存じのように、非常に自転車事故が全国的に日常茶飯事のようにマスコミで報道されていますけれども、やはり本人が気をつけても車に飛び込まれるという事故も多発しております。本人が注意しても注意し切れないという事故、また、通学路が狭くて大きいダンプとかタンクローリーとか通った場合に、ほとんど通学路がふさがれて、風にあおられて倒れたら、もう死亡事故につながってしまうという、そういう道路もかすみがうら市にたくさんございます。そういう道路の危険な箇所の総点検をやはりしていく。そして特に危険な通学路であって、改善、整備できるところは優先して何らかの方法で整備をしていくという、そういうこともやはり視野に入れながら検討していただきたいと思うんですが、その辺のまた総点検も含めて、整備についての考えはどのように考えているのか、再度質問させていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

ただいまご指摘のございました総点検をどのようにというふうなお話でございますが、実態的には総点検を実施しております。したがって、その中で発生してまいりました箇所につきましては、関係機関へ要請したり等々の措置をさせていただきます。実際にそういう措置を、改良していただいた、直していただいたという結果でございますので、これについては引き続きお願いしていくこととなりますし、また、この点検を実施していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

私が特に危険だと感じる時がしばしばあります。というのは、狭い道路を一列に登下校する

んではなくして、横に広がって登下校している姿をよく見かけます。私は気がついたときには危険だからということ丁寧な話をしておりますが、車が非常なスピードでもって走ってきて、もしも横に広がった場合に、カーブで本当に視界が悪い箇所がありますけれども、そういうところを平気で道路を横になって話をしながら通学、下校しているという姿もたびたび見かけますので、その辺の指導も、よく学校で指導はしていると思うんですが、実際にそれを実践しているかどうかという部分だと思いますので、その辺もやはり再度確認をしていただきたいと思います。

それから、今はまだ問題ないんですけれども、冬場の寒い時期になりますと、非常に日が沈むのが早くなります。すると、ちょっと遅くなりますと、下校時に真っ暗になる可能性があります。そのときに無灯でもって自転車を走らせている風景をよく私は目にいたしますけれども、それも非常に危険な行為だと思うんです。冬というのは黒い服を着ておりますし、中には反射板をつけていない方もおりますので、非常に危険度を増しますので、その辺もやはり再確認の意味で注意を促していただきたいと思います。

次に、各学校の耐震化については先ほど部長から答弁ありましたように、きちんとした形で進めておりますけれども、やはりかなり縮減されておりますので、その辺も今後、やはり国のほうでも補正という形で多分いくかと思うんですが、こちらの要望を強めながらきちんとした形で、市で計画したとおりスムーズに耐震化ができるように働きかけをお願いをしたいと思います。

最近も大きな地震が発生して、やはり予測しない、そういう地震が発生しておりますので、かすみがうら市もいつ大きい地震が発生するかわからない。そのときにとうとい命を失うということになりかねませんので、万全の体制が大事かと思っておりますので、その辺も踏まえて対応をお願いしたいと思います。

それから、ひとり暮らしの高齢者のお宅に火災報知器、障害者も含めて無料配布ということで、私は今回質問3回目になります。しつこいように3回やってきましたけれども、私は現場はかなり歩きます。特に高齢者のお宅、障害者のお宅、本当に私は一軒でも多く歩いております。そういう中で、私は現場を見たときに、一日も早くこの悲惨な火災事故から守ってあげなくてはならないという、そういうのを、ニュース等でも必ず火事が発生すると焼死者が出るという最近の火災傾向を見ましても、障害者の、最近痛ましいそういう火災が発生しても出られなくて、1人でいてそして焼死してしまったという事故が3件ほど続きました。こういう痛ましい事故をなくすためにも、来年度から火災報知器は義務づけられますけれども、それに先駆けてこういう人たち、弱者に対して設置できるということは何よりもうれしいことでもありますし、本当に現場の方にも私は報告させてもらいたいと思います。本当にありがとうございました。

次に、公有財産のデータ化についても先ほど部長から話がありましたけれども、やはりこれも最近、この近隣でもデータ化しておりますので、どうかその辺も踏まえて一日も早くこういう簡素化をして、そして効率的な財政運営というのができるように、すべての面でデータ化していくということが大事かと思っておりますので、一日も早いデータ化をお願いいたします。

最後に、ホームページの動画配信について。

今現在配信されているのは、たしかビデオライブラリー、かなり古い内容ですよ。そうではなくして、やはり常に魅力あるホームページを作成していただきたいと思うんです。徳島のある

市では1週間ごとにいろいろなそういう市のトピックスとか、季節ごとにそういう観光スポットを発信したりとかということ、物すごいアクセスがあるという話を伺って、また電話での問い合わせが殺到しているという話も伺っておりますので、やはり魅力あるかすみがうら市をつくるためには、魅力あるホームページづくり、そしてこれは一番説得力がある配信でありますので、常に魅力あるホームページの作成に心がけていただいて、先ほど塚野さんから話があったように、魅力ある動画配信をリニューアルしたいという、そういう決意もいただきましたので、ぜひとも魅力あるホームページづくりに努力していただいて、かすみがうら市をアピールしていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時36分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄でございます。

今、政治に何よりも求められていることは、安心した雇用と仕事の確保、社会保障の立て直しではないでしょうか。完全失業者は過去最悪、日本経済の土台を支える中小企業の倒産で、毎月1万人規模の雇用が奪われています。経済成長率も先進7カ国で最も落ち込んでいます。日本共産党は人間を使い捨てにする労働者派遣法を抜本的に改正すること、中小企業を支援することなど、ルールある経済社会を求めて国会内外で奮闘しております。

私は、市民アンケートを作成し、2月に新聞折り込みや手配りで市民の皆さんにアンケートへの協力をお願いしてまいりました。現在300通を超える回答が寄せられましたが、その結果、市民の皆さんの暮らしが以前と比べ苦しくなったとする回答は39.3%、やや苦しくなったとする回答は35.8%で、合計すると75%を超えております。以前と比べ苦しくなったとの回答をした方の多くは、税金、公共料金の値上げが34%で一番多く、次に続くのが収入、給与の減少が30.8%で、いかに税金や公共料金の引き上げが市民の暮らしを脅かしているかを、はっきり示しています。

私は、今後とも皆さんの声、現場の声を行政に直接届け、自治体本来の役割である住民福祉の増進、すなわち市民の暮らしと命を守る市政の転換を求めて頑張る決意を表明して、通告に従って一般質問を行います。

1、下土田地内への残土問題についてお伺いをいたします。

下土田地内の休耕田に残土を入れ畑にするという問題で、下志筑、幕ノ内区長さんらが許可申

請された場所、土浦市手野町からだけではなく、埼玉県和光市のストックヤードから残土が持ち込まれていたことを追跡調査で突きとめ、一たんは残土を阻止することができました。しかし、市長は1月5日、土砂持ち込み先を和光市も追加するとして変更手続を了承し、事業再開を許可する暴挙を行い、1月12日から土砂搬入が強行されました。副市長と環境経済部長は1月8日、幕ノ内区長さん宅を訪れ、このことを通知しましたが、区長さんはこれまでの経過から、許可取り消しのため市長が尽力しているものと信じ期待していた。これでは逆に裏切られた思いだと述べ、柏市からの土の発生元証明書は偽造されていたことがわかったのではないかと。和光市を追加したとしているが、発生元はどこなのかとたどりましたが、副市長は運用だとして、まともに答えませんでした。区長さんは、その日、隣接地主の同意書が偽造されていたという新たな事実を突きつけ、土砂搬入の再開をやめるよう要請しました。しかし、許しがたいのは、市当局が翌日9日に同隣接地主にかかわりの深い方を同席させ、説得まがいの確認行為を行い、この事実を消し去ろうとしたことでもあります。その後、翌10日には、同地主は同意したとして手続に問題なしと追認、許可相当としたわけでもあります。

私は、区長さんらとともに問題の解決のために行動をしてまいりました。農地法第5条の農地転用許可は県の許可となるので、県農政企画課や県南農林事務所にも出向き、実情を訴え、不正なやり方による残土持ち込みは取り消ししてほしいと要請しました。県は区長さんらの訴えにこたえ、施工業者に対して、許可以外の場所からの土砂搬入しているの、直ちに工事を停止し、その違反を是正するために必要な措置を講じるとともに、これに応じないときは、農地法第51条による命令を行うという趣旨の指導文書を行いました。県側がこのような行政指導を行っており、業者は指導勧告には法的拘束力がないとして従おうとしない状況にもかかわらず、市側、すなわち市長が業者に対して残土搬入先を追加変更許可することは、まさに区長さんが言うように市民を裏切る行為ではないでしょうか。当然区長さんらは市長に対して13日、怒りを込めた抗議文を手渡したわけでもあります。

このような事態の中でも、区長さんらは地元協力者と力を合わせ粘り強い監視活動を続けていく中で、2月3日、業者がまたまた許可以外の場所、今度は石岡市柏原工業団地内にある東洋製罐株式会社石岡工場から発生した残土を搬入していた事実を突きとめたわけでもあります。

農地法第5条にかかわる市農業委員会の意見書についてお伺いをいたします。

市の農業委員会は当初、茨城県の農地法第5条の規定による許可申請送付意見書では、土の発生元は柏市の柏の葉キャンパスのものと前提していたのではないのでしょうか。また、農業委員会はことし1月26日の臨時総会を開き、変更承認申請の意見書を県に提出したと聞きますが、その内容はどのようなものですか。以上2点答弁を求めます。

市の残土条例にかかわる許可条件についてお伺いします。

市長は、残土条例による本申請では、残土は柏市からではなく土浦市手野町のストックヤードだとして、条例の命とも言える土の発生元がわからない土を、運用と称して許可しましたが、条例のどこにそのことが書かれているのでありましょうか。条例第8条の事業の許可に事業に用いる土砂等の発生の場所と明確に規定しています。施行規則にも第6条の許可の申請条件に、土砂等の発生から処分までのフローシートと、はっきり書かれてあります。残土のストックヤードは発生元と言えるのでしょうか。土砂の発生元をどう証明するのでしょうか。市長から明確な答弁

を求めます。

また、残土の持ち込み先が許可以外の場所、和光市であることを突きとめたのは、幕ノ内区長さんらの追跡調査によるものであります。和光市も残土のストックヤードであり、土砂の発生元は不明です。にもかかわらず、市長は追認、許可しました。市長は持ち込み先は追加変更さえすれば問題ないという立場なのでしょうか。和光市を許可した理由の説明を求めます。

地元幕ノ内地域やその他周辺住民の生活と営業を守ることにについてお伺いをいたします。

このような違法な残土持ち込みの経過を見れば明らかなように、土砂の発生元は全く不明であり、表面的な形だけの一部分の検査で土砂の安全性は担保されません。私たち、幕ノ内地域住民は、飯田川や中根川及び地下水等で生活や営業を営んでおり、環境保全と生活を守るには、持ち込まれる残土が安心・安全なものとして担保されない限りは、絶対に同意することはできないとして、昨年10月20日、幕ノ内区長ら23名及び中根区長の賛同をもってした中止要請書について、市長はどう説明するのでしょうか。現況を踏まえた真摯な答弁を求めます。

議員の聞き取り調査と情報公開についてお伺いをいたします。

地方自治体は、執行機関である首長と議事機関である議会という、ともに住民の直接選挙で選ばれた2つの機関で構成されています。首長と議会がそれぞれの独自の権限と役割を持ち、相互にチェック・アンド・バランス、抑制と均衡、この関係を保ちつつ、全体として住民から選ばれた地方自治機関としての役割を果たすというのが、地方自治制度の仕組みであります。ですから、地方議会は地域の住民の意思を代表する機能、そして自治立法権に基づく立法機能、執行機関に対する批判、監視機能を持っております。それに加えて、その自治体としての意思決定を行うという権限を議会に与えております。議会がその機能、権限を生かして住民の利益を守る役割を果たすように活動するのが、住民代表としての議員の任務であると考えます。

したがって、議員個々人の活動においては、住民のさまざまな声にこたえて素早く対応するため、議会の機能と権限に準じて、執行機関に説明を求め、十分な資料の提出等は欠かせません。執行部はこれにこたえてできる限り協力を惜しまないことは当然だと考えます。そして、必要であれば議員といえども情報公開に基づく資料の請求をすることも当然だと思いますが、市当局の見解を求めます。

2、入札制度の改善についてお伺いをいたします。

神栖市が発注した小学校改築工事の設計業務委託の入札で、予定価格に近い価格を業者に漏らし、特定業者が落札できるよう便宜を図ったとして、2月11日、競争入札妨害の疑いで、神栖市の産業経済部長ら計4人が逮捕されるという事件が起きました。ほかに逮捕されたのは業者側の2人ですが、その1人に同業務を落札した由波設計社長、由波容疑者がおります。同容疑者は、かすみがうら市下稲吉在住の方で、土浦市やかすみがうら市発注の工事も数多くこなしていた。本業ばかりでなく、行政の審議会委員なども経験、昨年8月かすみがうら市のまちづくり委員会委員長として市長に提言書を提出するなど、地元でも名士的な存在感を示していたとの報道があります。

問題なのは、落札した由波設計とともに入札に参加した指名業者4社が、県警に対して、事前に知ってやっていたなどと談合をうかがわせる証言をしていることが、14日、捜査関係者の取材でわかったということであります。

私には、たびたび当市での談合入札を知らせる情報が寄せられてきておりますが、1月21日の一般競争入札で落札業者が決まっているとした談合情報が、はがきで郵送されてまいりました。結果は情報どおりとなりました。相変わらず千代田と霞ヶ浦地区の業者すみ分けによる入札と高い落札率となっております。

予定価格と指名業者の事後公表の必要についてお伺いをいたします。

談合入札を防止するには、予定価格は事後公表することだと主張してまいりました。公正取引委員会も、予定価格の事前公表については談合が容易に行われる可能性があるとはっきり指摘しております。私は、これに加えて、指名業者についても事後公表とし、受け付け台帳の記載もやめるべきだと前回ただしました。総務部長は、いずれも入札制度検討委員会に内容を諮り、検討を進めると答弁しましたが、来年度はどうするのでしょうか、答弁を求めます。

入札談合と落札率の関係関連についてお伺いをいたします。

談合情報が寄せられた場合、ほとんどが落札率は高どまりの結果となっております。落札率が95%を超えると談合の疑いがあると言われております。市民の税金を原資とする公共工事はできる限り安く、無駄なく執行させることは当然であります。談合入札は重大な犯罪あることは間違いないことです。公正取引委員会でも落札価格の推移から、入札談合の可能性を注視するとしております。今年度の当市の平均落札率はどのようになっておりますか。前年度と比べてどのような結果となっておりますか。また、その結果から、入札談合について市長はどのように見ているか答弁を求めます。

公契約条例の制定についてお伺いをいたします。

地方自治体は行政サービスを行うため、民間事業者と契約し、公共工事の発注や業務委託、物品購入などをしております。これが公契約であります。今、自治体が発注する事業で働く労働者に対して、その自治体が定めた一定額以上の賃金を保障する公契約条例が注目されております。昨年9月には千葉県野田市で初めて条例が制定されるなど、全国で運動が広がっております。市長は、公契約条例等は国や県の動向を注視しながら慎重に対応すると答弁、総務部長も、公契約条例の制定も視野に入れて検討すると答えました。その検討結果は出たのですか、答弁を求めます。

3、公共工事、公共事業における発注者側の安全管理指導と請負業者の社会的責任についてお伺いをいたします。

昨年議会で取り上げた労働災害問題で、私が指摘した市内の業者が労働安全衛生法違反の処分を受け、市は2月2日から3月1日までの1カ月間指名停止処分を行ったと聞きます。労働災害を未然に防ぐために、発注者側における安全管理指導のあり方についてお伺いをいたします。

市長は、指名停止処分の通知の中で遺憾を表明し、今後はかかる事態が生ずることのないように十分注意されたいとしておりますが、指名停止処分を受けた業者に対してどのような指導を行ったのでしょうか。また、指名停止の理由や、2月という市の工事発注が少ない時期を指名停止期間として選んだ理由について報告を求めます。加えて、市内を含む業者に対する安全管理に対する指導等の文書は出しているのか、答弁を求めます。

労災と業者の社会的責任について、その後の市当局の指導についてお伺いをいたします。

公共工事を請け負う事業者にとって、従業員の社会保険加入は最大限の責務です。総務部長の

報告では、市内全体業者45社のうち、未加入業者が17社、38%に及んでいることがわかりました。労災事故を起こした指名停止処分を受けた業者も未加入と聞きますが、その後の加入指導でどれだけ改善されたのか、答弁を求めます。

4、公共下水道の問題について。

県生活排水ベストプランにかかわる市の生活排水処理施設の整備計画についてお伺いします。

ベストプラン総括図や市からもらった地図を見ますと、排水未整備区域はすべて下水道整備で計画されているように思われます。今後は人口密集地ではない区域の整備となります。現在国では事業仕分けを進め、国は人口が少ない区域は浄化槽で対応するよう政府が見解を出しております。本市についてなぜ財政的に負担にもならない上乘せ補助など、県が推奨している高度処理型合併槽での整備見直しを進めていないのか、答弁を求めます。

下水道加入率向上に向けた目標設定についてお伺いをいたします。

さきの議会で土木部長の答弁では、整備戸数に対する接続戸数の年度ごとの目標数値を述べませんでした。漠然とした努力目標だけあります。毎年、年度ごとの目標数値について具体的な答弁を求めます。

特環公共下水道加茂処分区の管口径600ミリ問題についてお伺いをいたします。

来年度も、1世帯当たり1000万円の建設費がかかる加茂地域の下水道事業を継続するとしていますが、私は、この事業推進は、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法第2条14号に違反しているのではないかと考えます。土木部長は管路施設として整備したと言いますが、まず、同意書もない、下水道の要望があるかどうかわからない工業団地内企業の排水整備を勝手にできるのか。第2に、対象となる企業の接続確約を担保したのかという質問に、前回も答えておりません。先行投資と答えていたが、接続が担保されないまま、今後の整備について明確な計画もなく、なぜ急いだのですか。明快な答弁を求めます。

5、国民健康保険税の引き下げ、保険税の軽減及び減免制度の拡充について。

保険税の引き下げの必要についてお伺いをいたします。

後期高齢者医療制度の施行に便乗して、市は一昨年の平成20年度国民健康保険税を、1世帯当たり年間平均4万円、24%以上も引き上げました。茨城県下一高くなった当市の国保税は、まさに市民の暮らしと命、健康を脅かすもので、被保険者ばかりではなく、多くの市民から批判が上がっております。市民アンケートでも、引き下げるべきだと答えた方が61.9%と圧倒的に多くなっております。市長及び市民部長は、国保税の引き下げは困難な状況だとたびたび答弁してまいりましたが、平成22年度から医療分における所得割を0.2%、資産割を5%引き下げるという条例改正案を、この3月定例議会に提出してきました。このことは市民の声に一定程度こたえたものと評価できますが、私はもとに戻すことが必要だとの立場であります。

市当局の値下げ案によって県下一高い国保税は解消されたのでしょうか。一方、保険税の最高限度の引き上げ案も同時に出ておりますが、その対象世帯数と負担額はどれぐらい試算されているのでしょうか。答弁を求めます。

不納欠損処理と保険証の交付の市の対応について、その実態とその問題についてお伺いをいたします。

5年時効分による不納欠損処理は平成19年度と20年度合わせて582件、金額にして1億700万円

であります。5年間も接触しないのは業務の怠慢というだけではなく、被保険者の健康にかかわることではないでしょうか。その方たちは無保険状況となっていると思われまます。納税相談に来ないとか納税意欲がないと言う前に、市民との接触を図り実情を把握すべきではないでしょうか。

短期保険証についてですが、今年度から1カ月の短期保険証を発行しました。余りに高い保険税のため滞納額を十分に納めることができなく、まさにイタチごっこの状況にある方も少なくありません。被保険者の暮らし向きを考え、1カ月の短期保険証発行はやめるべきではないでしょうか。県内で1カ月の短期保険証を発行している自治体はどれだけあるのか。

以上、2点、答弁を求めます。

税の権限及び減免制度の拡充について、減免要綱の作成と市民への周知について伺います。

国の平成22年度の税改正で、低所得者への法定減免が拡充されるようであります。政府は窓口負担の減免を行った自治体に対して財政支援を行うという方針を出したと聞きます。この件も踏まえて、減免制度について広報や被保険者に周知徹底するべきではないでしょうか。市民アンケートでも、低所得者層への減免措置を求める回答が28.4%にも達しております。さらに、減免要綱があればたやすく活用が図れると思いますが、重ねて答弁を求めます。

6、固定資産税のあり方について伺いをいたします。

非課税としていた公衆用道路を雑種地に変更して課税した問題について、もとに戻すべきではないかということでもあります。隣の土浦市でも石岡市でも、2戸以上の住宅の用に供している行きどまりの私道で何ら交通制限を行っていないもの、いわゆるこれが公衆用道路ですが、固定資産税を全額非課税扱いにしていることは、前回紹介をいたしました。昨年まで非課税としていたのですから、近隣市と合わせるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

7、交通安全対策について伺いをいたします。

子どもたちの自転車通学の安全対策については、中根議員が既に質問しておりますが、今、県内で自転車通学する児童は18市町村で約1,400人おるといふ、こういう記事が出ております。当市でも小学校児童の自転車通学が1校あるようであります。これは、今どの学校なのか。そして何人なのか。中学校はすべての中学校が自転車通学を認めているということですが、その人数は何人なのでしょう。その実態と、そして安全対策について改めて答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

1点目、1番の下土田地内の残土問題につきましては、農業委員会事務局長、4番の情報公開につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目、2番、市の残土条例にかかわる許可条件につきましてお答えをいたします。

市では、建設残土の発生から、残土条例、土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例に基づく許可まで相当の期間がかかることから、ストックヤードからの搬入を認めているところ

であります。本申請につきましては、土浦市のストックヤードからの申請となり、土壌調査を行った結果、条例の基準値を超えるものが認められなかったため、許可をしたものであります。

和光市からの件につきましては、違反の事実を確認をし、行政処分である停止命令を下しました。業務停止命令期間中に変更申請が提出されまして、土砂の仮置き場は和光市の許可を取得していることや、土壌調査を行った結果、条例の基準値を超えるものが認められなかったことから、許可したものでございます。

1点目の3番の幕ノ内地域住民の生活と営農を守ることにつきましてお答えをいたします。

町では、環境汚染防止の対策といたしまして、条例において土壌の分析を義務づけております。土浦市及び和光市につきましては、それぞれにおいて土壌の調査を行い、条例の基準値を超えるものは認められませんでした。また、搬入される土砂につきましても条例に基づきまして、市立ち会いの者と土壌の調査を行ってまいります。さらに、条例にはありませんけれども、市独自に事業所周辺の水質調査を実施をいたしまして、これらの結果につきましても問題はありませんでした。

今後につきましても、地域の安全・安心な環境を確保するために監視と指導をしてまいりますので、皆様方におかれましてもご理解のほどをお願い申し上げます。

2点目の、入札制度の改善の2番の、入札談合と落札の関連につきましてお答えをいたします。

平成21年度につきましては、工事関係での指名、一般競争入札の発注件数は、全体で71件の入札を実施いたしました。平均落札率は93.97%となっております。平成20年度の入札実施件数は51件で、平均落札率は90.97%でありまして、今年度は前年度に比べて3%落札率が上がっている結果となっております。談合は絶対に許されるものではないことは言うまでもありませんけれども、今後も入札につきましては入札制度検討委員会等で協議を重ねてまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

事後公表、公契約条例につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の公共事業におけます発注者側の安全管理指導と請負業者の社会的責任、4点目の公共下水道事業の問題につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の1番、国民健康保険税の引き下げ、保険税の軽減及び免除制度の拡充につきましてお答えをいたします。

国保特別会計は一般会計と違いまして、収入に応じまして支出を抑制することができないことから、支出に合わせて予算を組まなければなりません。医療費が増加していく場合には、並行して保険税の増額を行うこととなりますけれども、昨今の国保特別会計財政状況を分析をいたしますと、被保険者への直接の負担増のみに頼ることは極めて難しい状況にあると考えております。また、高齢者の構成割合が高く低所得者の多い状況から、税負担の軽減策を講じる地方税法の改正が行われることを踏まえ、当市におきましてもその運用を開始することとしました。このことから、平成22年度予算においては、これまでの医療費の自然増加に加えまして、昨年を経済状況による所得割の減少、さらには低所得者への負担軽減の拡大等を考慮しながら予算編成を行い、新たな被保険者に求める負担増額分を一般会計から支援措置することとしたものであります。

しかしながら、一般会計からの繰り出しは一般財源の減少につながるという課題も抱えているところであります。高齢社会が進展する中で、社会保障費の伸びは下げることができない傾向に

ありますけれども、今後とも収納率の向上策、医療費の抑制策を講じることで、市民の皆様のご理解を得てまいりたいと考えております。

詳細につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の固定資産税課税のあり方、7点目の交通安全対策につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 板橋信雄君。

[農業委員会事務局長 板橋信雄君登壇]

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の1の農地法第5条に係る市農業委員会の意見書についてお答えいたします。

ご質問のありました当該申請書に対する意見書ではありますが、許可権者である茨城県に申請書を送付する際、必ず農業委員会の申請に対する可否相当の判断を示すため、添付することとなっております。

土の発生場所のご質問がございましたが、現地調査した結果、土の発生場所と記載されております千葉県柏市の、柏の葉キャンパスには必要量が確保されていなかったことから、申請代理人から残土の場所2カ所を確認し、それぞれ残土証明書、土壌分析結果を添付させております。搬入残土につきましては一連の手続を経て農業委員会総会に諮問し、委員会の合議のもと許可相当の意見の決定をいただいております。

続きまして、②の質問でございますが、初めに、1月26日の総会を臨時総会ということでご発言がありましたが、当日は通常の総会でありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

また、この変更許可申請書の内容でございますが、期間の延長と残土発生場所の変更であります。いずれも委員と事務局で提出書類等の審査を行い、総会に諮問し、許可相当の意見をいただきまして、県のほうに書類を送付してございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の④でございます。

情報公開の関係につきましては、ご案内のとおり、議会の場合につきましては、地方自治法に基づく検査権、調査権がございます。議会の調査権、検査権の行使であれば、議会として意思決定を行い、正式に資料の提出要求、関係者の出席要求を求めることができますのでございます。

ご質問のございました議員個人で市職員から聞き取り調査を行うこと、さらには資料の閲覧、交付などの情報公開を求めることにつきましては、議会の検査権、調査権の行使とは言えませんので、個別の議員からの要求に応じて調査に応じることや資料等の情報提供をすることは、事案

ごとに各部署の判断になろうかと思えます。必要に応じて、個人情報等の保護に十分に配慮しつつ、情報公開条例等に準じた対応になるというふうに考えております。

なお、議員個人にも情報公開条例に基づく開示請求権がございますので、各部署から情報提供が受けられなかった場合につきましては、情報公開請求を行っていただくこととなります。いずれにいたしましても、公開する情報につきましては、個人情報、法人情報などの非開示情報を除く情報となりますので、よろしく願いをいたします。

次に、2点目の入札制度の改善についてお答えをいたします。

①番で、予定価格と指名業者の事後公表についてでございますが、これまでも何回かご質問をいただいた経過がございます。前回のときも、入札検討委員会に諮り検討するという事で答弁をいたしました。その後も検討委員会を開催しております。また入札の監視委員会からも議員さんからのご指摘、改善がございますが、同様の部分でご提言をいただいております。本年度中に決定する方向で、現在協議を進めております。

また、③番の公契約条例の制定につきましては、前回にも申し上げております。現在は、最低制限価格の設定によりまして、賃金や工事品質について、公共工事等の品質等の確保を行っているものでございます。検討結果は出たのかというご質問でございますが、ご質問にありましたように、野田市の例が条例制定の例がございます。国や県、さらには周辺市町村の状況も調査をいたしまして検討を進めてまいります。

次に、3点目の公共工事における発注者側の安全管理指導と請負業者の社会的責任についての質問にお答えをいたします。

①番の関係でございますが、ご質問のありましたように、2月2日から3月1日までの1カ月間、指名停止処分を行った件がございます。指名停止の理由につきましては、安全管理の不適切により工事関係者の死亡事故を起こしたことによりまして、市の建設工事請負業者指名停止等措置要綱に該当するためでございます。時期につきましてはのご質問もございましたが、これらについては茨城県からも指名停止の通知があったわけでございます。その同時期、県と同じ時期ということで決定をしたものでございます。

また、市内を含む業者に対する安全管理に関する指導等は、文書で出しているかというご質問でございます。文書での指導は行っておりませんが、契約の際にその都度、請負業者に対して安全管理の徹底を指導しているものでございます。

②番の労災と業者の社会的責任についてのその後の指導についてにつきましては、前回も申し上げました45社のうち、社会保険の未加入者が17社ということでございました。促進の結果、労災保険につきましては全社加入をいただいております。社会保険につきましては1社減りまして、16社が未加入という状況でございます。

なお、それぞれの事業者に個別に状況確認を行いまして、加入促進を行っているところでございますが、それぞれ前向きに検討しているという業者もおることから、今後もさらに指導を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんの質問、2番目の公共下水道事業の問題についてお答えをいたします。

最初に、県の生活排水ベストプランにかかわる市の生活排水処理施設の整備計画でございますが、当市の下水道事業計画書では、議員さんご指摘のように、市全体を下水道整備計画に掲げております。しかし、現実的には事業を行うには認可を取得しなければならず、その認可もすべての地域で取得されているわけではございません。現在は、市の総合計画の定めによって、加茂処理分区を整備をしているところでございます。一方、浄化槽整備については地域の実情に沿った普及促進を図ると、同じ市の総合計画に定められております。このことから、現在、認可を取得していない地域に関しては、積極的に合併浄化槽の整備を進めておるところでございます。

昨年からは、森林湖沼環境税を活用した県の上乗せ補助をPRしながら、事業展開をしましたところ、昨年以前の倍となる設置補助を実施しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の下水道加入率向上に向けた目標設定についてでございますが、現在の下水道加入率については、20年度末における市全体の数値は87%であると、昨年12月議会でお答えを申し上げました。一方、現在整備を継続している特環の加茂・牛渡地域では、合併時点の23.6%から18.6ポイントふえてはおりますが、いまだ42.2%と、その伸びが低迷している状況にあります。これについては、対象戸数が合併時の754戸から126戸ふえて880戸となっていることに起因をするものであります。

このような中で、個別の数字を設定することは大変厳しいものと考えているところでございます。前回もお答えをしましたが、この5年間でふえた対象戸数は126戸、対する接続戸数は193戸でありました。当面はこのように、対象戸数を上回る接続戸数を目指すこと、さらには大きな目標として、早い段階で90%台に乗せることが重要であろうと考えているところでございます。

次に、3点目、特環公共下水道事業の管口径600ミリ問題についてでございますが、同意書及び接続確約の件に関しては、平成16年度に該当企業に対してアンケートを実施をしております。その内容についてご説明を申し上げますと、回答は42社ございましたが、実質32社から回答がございました。約76%ということになります。この中で、下水道の整備を希望しますと回答された事業者が22社、約69%になります、がございまして、うち直ちにつなぎたいという申し出のあったものが14社ございました。さらに、数年以内につなぎたいという事業者が7社ございました。市といたしましては、これらのアンケート結果を踏まえ、将来の整備計画に反映をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問にお答えを申し上げます。

5点目の1番、税率引き下げ案によって高いと言われる税額は解消されるのかについてであり

ますが、22年度の県内市町村の状況については、6月あるいは7月の本算定、すなわち、所得の課税額が確定し、税率改正の検討結果が出るまではわからないところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、税条例改正案の最高限度額の引き上げによる対象世帯数と負担額はどれぐらいかについてでございますが、21年11月の課税データをもとに算出しますと、対象世帯数は医療給付分で所得割が423世帯、資産割が383世帯となり、後期高齢者支援金分で所得割が291世帯、資産割が271世帯、介護保険分で所得割が99世帯、資産割が95世帯となり、負担額は総額でおよそ1556万円となります。

次に、2番目の不納欠損処理と保険証の交付の市の対応についてお答えいたします。

納税相談は、それぞれの状況に応じた納付方法を相談するためのものであり、こちらから納付額を押しつけるものではないと考えております。

次に、1カ月の短期保険者証の発行状況についてお答え申し上げます。

1カ月の短期保険者証の交付は、納税相談を行った際の納付制約を確実に履行していただくために行っているものであります。県内の状況については、平成20年6月現在、27保険者で実施しております。

次に、3番目の税の権限及び免除制度の拡充について、減免要綱の改正と市民への周知についてお答えいたします。

現在、国において地方税の改正について議論されております。この改正が成立いたしますと、現在の6割軽減世帯が7割軽減世帯に、4割軽減世帯が5割軽減世帯になり、新たに2割軽減世帯が設けられることとなり、対象世帯数は21年11月の状況で申し上げますと、810世帯増加し、全世帯の約35%が軽減世帯となり、軽減幅の拡充となるものであります。

次に、国保税に係る減免要綱の制定についてでございますが、公平性が確保されることを前提とし、所得把握の方法なども含め、今後検討してまいりたいと存じます。

6点目の固定資産税課税のあり方につきまして、お答えいたします。

私どもは何らの制約がなく、しかも不特定多数の方の通行の用に供されていることが、公共の用に供する道路としての非課税要件と判断しております。したがって、土浦市においては2戸以上に接続をしている場合の私道については減免を行い、一方、石岡市においては複数人で所有する私道については非課税の扱いを行っているとのことですが、本市においては行きどまりの私道につきましては、公共の用に供する道路としての取り扱いはできないと判断し、雑種地課税をしたものであります。ご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

お答えいたします。

交通安全対策についてでございますが、先ほど中根議員さんにお答えをいたしました。この点が安全対策の基本とするところでございます。各学校において、交通安全教室などを定期的に

実施をいたします。それとともに、通学路の危険箇所の把握や周知も安全確保の一助との、そういう視点から、学校の実態に即して実行をしているところでございます。また、学級活動においては、安全活動や安全指導やヘルメットの着用などを徹底した指導を行って、子どもたち自身の意識を高めることに努めております。事故は子どもたちだけで防げるものではございませんが、今後も指導を継続し、子どもたちの安全を確保し、危険な要素のある通学路につきましては、安全な通学路の確保のため関係機関へ改善の働きを行うなど、対策に努めてまいりたいと考えております。

なお、自転車通学児童・生徒数は小学校は志筑小学校だけでございまして、3名の児童がおります。中学校は4校で711名の生徒が自転車通学となっております。通学路につきましては、歩行通学と同様に指定を行っており、危険箇所を表示した安全マップを作成をいたしております。残念なことに事故が発生をしております。先ほど、中根議員さんに申し上げましたように、中学校においては、下稲吉中学校を除く3校で8件発生している結果となっております。このような状況がございしますが、今後も安全指導を継続しまして、事故発生の減少に努めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

農業委員会の問題ですけれども、いずれにしても、幕ノ内区長の戸田さんが2月26日、県知事と市長に対して、残土搬入の停止と許可の取り消しを求めて水戸地裁に行政訴訟を起こしたと。これは翌日の新聞にすべて出ておりますから、御存じのことかと思っております。これは、県や市も業者への対応が全く及び腰だと。それぞれが法令の規定に基づいて同業者に対する行使し得るはずの規制権限を十分に行使していない。このままの状態を放置していたら、周辺地域の住民の利益を損ねかねない、そういう事態になると。これを心配して、戸田さんはやむにやまれない決意で訴訟を起こしたというふうに聞いております。

農地法第5条の許可が出されたのは8月20日、その日を前後して残土が搬入されておりました。幕ノ内区長さんの戸田さんが8月31日に下土田、上土田、飯田の3人の区長さんとともに農業委員会事務局を訪問して、そのとき板橋局長は、残土は道路面から4メートルほど高く盛り土すると言って、残土の持ち込み先は柏市の宅地造成した土だと、そういうふうに語っているわけでしょう。そこで戸田さんが、わざわざ遠い柏からかすみがうら市にまで持ってくる。採算がとれないのではないかと。そのような発言をした委員はいないかというふうに聞いたら、そのような方はいたと言うんで、議事録を見せてくれないかと要求したら、公開できないというようなことを言ったそうです。これは、まず第一に議事録は公開が原則ではないですか。

また、9月14日、環境保全課の田崎係長が業者を連れて戸田さん宅を訪問して、当初、残土は柏市の宅地造成の土だと語っていたが、柏市のゴルフ場の残土だというふうなことだった。いずれにしても、市の残土条例許可前に入れた土は、柏市の柏の葉キャンパスからという認識ではなかったんですか。ですからあくまで最初の申請にかかわる意見書は柏の葉のキャンパス、こうい

うふうになっているわけでしょう。今の答弁はおかしいです。しかし、その後、柏の葉キャンパスで宅地造成を請け負っていた鴻池組の現場の所長が10月30日に、かすみがうら市に来たわけでしょう。そして、そこで残土等発生元証明書が偽造されていたことがわかったわけです。だから、11月9日に局長も環境経済部長もわざわざ柏まで行って、偽造文書であることを証明してくれと。これを鴻池組の所長に依頼したのではないですか。これは間違いのないことでしょう。そう確認しましたよね、前回の答弁で。それでは、残土条例許可前の土はどこから搬入されたんですか。これをきちんと答えてください。どこからですか。

そして、変更申請にかかわる意見書では、柏市もオーケーだと。期間も延ばす。柏市も土の発生元ではないです。ストックヤードです。発生元をどうやって証明するんですか。

以上3点、答えてください。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 板橋信雄君。

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

まず、最初の議事録の話でございますが、議事録は原則公開でございます。議事録ではなくて、申請書を見せてほしいというふうなお話がありましたので、それは情報公開に基づいて手続きを行っていただきたいというふうな形でお話をしました。

2点目でございますが、時系列的に申しますと、6月3日に農業委員会に申請が上がっております。6月15日に千葉県柏市に現地調査をいたしました。その時点で、その発生元であります柏の葉キャンパスにおいて、先ほど申し上げましたように、必要量の土がありませんでしたので、その月の6月26日の総会では保留になってございます。7月の総会までにその土の確認をいたしました。土の確認をいたしましたところ、先ほど申し上げたように、2カ所の場所から土を搬入するというふうな話でありましたので、それに基づく残土証明書、それから土壌分析の結果をいただきまして、先ほども、これも何回も申し上げますけれども、農業委員会総会に諮りまして許可相当の意見書をいただいております。その上で県のほうに書類のほうを送付いたしまして、県のほうもその内容に基づきまして審査をいたしまして、8月20日に許可になったということでございます。

以上でございます。

〔佐藤議員「まだだよ、和光市、変更許可の問題があるでしょう。」と呼ぶ〕

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

変更許可に当たりましては、まず……

〔佐藤議員「発生元をどう証明するんですか。」と呼ぶ〕

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

まず、農地法ではストックヤードの土はだめだという規定がございません。したがって、埼玉県和光市の土、これに関しましては、市のほうの残土条例の許可をいただきまして、農業委員会の申請に添付して県のほうに送付しております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

いずれにしても、どこの土かわからないでしょう。答えられなかったね、今。農地法の許可は受けた20日に。ところが、前後して土入れられてあるでしょう。それで気がついて、戸田さんが農業委員会に行ったんですよ、事務局に行ったんですよ。そのとき柏の土だと言ったんですよ、あなたが。ちゃんと記録が残っているというふうに言っているんですよ。そうではないですか。ずっと柏だったんですよ。私が10月2日に戸田さんから相談を受けて聞き取りに行ったときに、ちゃんと残土の発生のフローチャートですね、その中にきちんと書いてあったでしょう、柏だと。ただそのときに、坂東とそれから手野、順繰りに回ってどうのこうのというような話があったわけですよ。それでは、これでは柏市からの土かどうか証明できないんじゃないかということが事の発端になったんですよ。柏市だと言ったのは間違いないんですよ。だから、どう証明するんですかということなんです。

変更申請は、県南の農林事務所が受け付けるわけでしょう。2月10日に許可されていませんか。許可されましたね。これ、聞いたんですよ、私。そうしたら、その担当の職員が、残土条例と同じ内容だから許可したんだと。承認できないという理由がないと言ったんですよ。でも、私は、業者は県の是正措置を求める勧告、この最中だと、和光市から持ってきていないと業者が言っているんですけど、そういうふうに突っ張っていたと。立派な理由があるんじゃないかと、行政指導に従っていないでしょうと。是正勧告に業者からの回答はあったのかと聞いたら、ないと言ったんですよ。まだ出ていない。そのような問題が残ったまま、市の農業委員からの変更承認に対する意見が出たら、はいオーケーです、県は何の役割かわからないんじゃないかというふうに言ったんです。そうしたら、おもしろいですよ。許可申請前に察知して、申請させないことが重要だと。周辺住民の反対が一番強い。申請が出てしまうと、書類が整っていればある程度認めなければならない状況がある。こう言ったんです。私の情報収集能力が何か低いと。アンテナが低いと、こんな言い方なんです。

だから、我々は、戸田さんも含めて、周辺住民が反対する前に土入れられてしまったんじゃないですか。それで初めてわかったんです。情報収集力がないとかいう、こういう言いわけは、まさに官僚的な発想です。そして一回許可されたら、これは県は誤りを認めない。是正勧告をやっても従わなくてもそのまま追認してしまう。まさにこれでは何を頼ったらいいかというのがわからなくなってしまいうでしょう。

問題は、臨時総会ではなくて、定期総会だと、1月26日、和光市の残土も認めたと。そのときに私、会長に呼ばれて、のこのこ出ていったんですよ。そうしたら、もう私の発行している後援会ニュースについて、ある委員が非難を受けたんです。まさにそのときは、その場は私の査問委員会というような状況でした。その中にあっても、ほかで本当にすばらしい委員の方がいました。書類が偽造されたのは違反ではないか、違反した土を入れている、農業委員会として毅然とした態度をとって告訴してやらせないようにすべきだというふうに言った方もいるんですよ。

事の本質は、偽造された書類で土が入れられているということなんです。もう一人の地権者から、申請書を出されているでしょう。今、ではなくてもう一人。2人ですよ。その2人のうち、もう一人のところの申請書の中の土砂発生元証明書は同じものですか。これ情報公開したけれども、これは出ていませんよね。最終処分業者は同じ名前ですか。これについて明らかにしてくだ

さい。

(写真掲示)

そしてもう一つ、これが戸田さんが撮った写真です。これ皆さんわからないかもしれませんが、こちら側が高速道路なんです。こちらは1号線と言ったか、千代田から志筑に行くところ、あれは1号線でしたか、そちらのほうから来たんだよ、これはトラックが。おかしいなど。それで追跡をしたんです。追跡した後が、これが石岡の柏原工業団地、東洋製罐だったんです。おかしいですね。ここで積み込み作業をやっているんです。これも全部戸田さんが撮ったんです、きちんと。だから認めたんでしょう。

そして見てください、土。この土。上土田か下土田かわかりませんが、産廃まじりの土でしょう、これ。産廃なんていうのは農地に適していませんか。こんなもの入れられませんよ。東洋製罐というのはさまざまな重金属を使っているところですよ。ですから、そういう重金属を使っているところを掘り起こしたものが発生元だったら大変です。こういうことがあるんです。ですから、今回、和光市からではなくて東洋製罐から入れられたわけでしょう。農業委員会としてはこの事実をどのように受けとめているんですか。まず第2点です。

そして、地権者と業者は残土埋立工事契約書を結んでいるんです。これも多額のお金ですよ、見ましたら、情報公開したら。ここで言えませんが、余りにも金額が大き過ぎて。それでサツマイモ畑で営農が成り立つのか。こんなことは成り立たないと言っていますよ。その点については、農業委員会は全然検証しないんですか。

以上3点、説明、答弁求めます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 板橋信雄君。

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目でございますが、8月20日、県が許可するまでの間、この佐藤議員がおっしゃっている発生元証明につきましては、申請が申請ということで農業委員会も総会で許可相当の意見をいただいていますし、また県のほうも許可しているというふうな経過がございます。

また、2点目の……

〔佐藤議員「もう一人の地権者の証明書は同じものですかということですよ。」と呼ぶ〕

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

そちらのほうにつきましては、情報公開で非開示扱いになってございますので、ここで答弁は差し控えさせていただきますと思います。

また、2点目の和光市の関係でございますが、こちらのほうにつきましてもですね……

〔佐藤議員「東洋製罐です。和光市ではなくて、今度は」と呼ぶ〕

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

東洋製罐につきましては、まだ申請が農業委員会に上がってきた時点で、まだ中身を確認しているところでございます。

佐藤議員がおっしゃったような状況は把握してございます。いずれにいたしましても、こちらとの関係につきましては、市の残土条例との絡みがございまして、そちらのほうとの連携をとり

ながら進めさせていただきたいと思います。

3点目の地権者の契約の内容、またサツマイモをつくるということにつきましては、これは耕作者個人の問題でございますので、私のほうからどうのこうのという……

〔佐藤議員「委員会としてです、あなたではなくて」と呼ぶ〕

○農業委員会事務局長（板橋信雄君）

委員会というふうなお話になりますと、私は事務局長でございますので、委員会としての意見を代弁するということではできませんので、差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

公開ができないくらいに偽りが多いということだと思いますよ。これがまず問題なんです。

それと、残土条例のほうに移ります。

残土条例については、土砂等による土地の埋立等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。第1条に書かれています。そのため、土地の埋立事業の施工者にさまざまな責務を課しているんですよね、部長。その申請書の中には、事業に用いる土砂等を発生させるものの記載がないんですよ。そして事業に用いる土砂等の発生の場所も記載がないんですよ、ストックヤードですから。許可を出したのは土浦市の手野のストックヤードでしょう。これ一時仮置き場所ではないですか、ストックヤードですから。条件を満たしていないではないですか、まず残土条例の条件。そして和光市の土砂のストックヤード、これ産廃業者の看板があったんです。後で確認に行ったそうです、もう一回。そうしたら看板は外したそうですよ。素早い対応ですね。

和光市の土砂の検査結果は今、市長がまさにでたらめを言ったんです。1月5日に許可出したんですよ。そうしたら土壌検査に問題ないと言ったんですよ、今。おかしいですよ。13日に結果が出ると言ったんだよ、副市長が。何で13日に結果が出るのに5日に了解できるんですか。12日に搬入できるんですか。普通だったら、13日の結果を待って、よくよく見て、せめて1日、2日置いてから入れるのが普通ではないですか。まずここで矛盾しているんですよ、どうですか。

原稿書いた人が問題なんです、市長に対する答弁の。これは副市長ですか、原稿書いた人。副市長もわかっているんですよ、私に答えたんだから、13日に検査結果が出ると。ちゃんとテープとっていますから大丈夫です。ちゃんとテープをとっていますから、了解して。ですから、これがまずおかしいということです。だから業者の味方なのか、市民の味方なのか。見方によってはちょっと態度を硬化しなくてはいけないというふうに思いますよ、市民の皆さんは。現在まで、どれだけの土が、土量が、土砂が持ち込まれたんですか。3カ月1回に報告を受けると言っていますよね。そして、東洋製罐の石岡工場の土砂はどれぐらいの量が搬入されたんですか。これ3つ答えてください。条例の条件満たしていますか。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

それでは、佐藤議員さんにお答えいたします。

最初の条例を満たしているかという問題につきましては、先ほども佐藤さんの質問からもありましたように、既に現場に……

〔佐藤議員「満たしていますか。満たしていますかというのの答えなんだ」と呼ぶ〕

○環境経済部長（坂本裕司君）

ですから、現場にある土ということで、今回事務指導の運用により許可している状況でございます。

〔佐藤議員「運用と書いてあるんですかと言っているでしょう」と呼ぶ〕

○環境経済部長（坂本裕司君）

さらに、産廃の資格という話がありましたけれども、この和光市の業者につきましては、和光市からの仮置き場の資格を取っている業者さんでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

さらに、土壌検査の結果につきましては、申請の段階で業者のほうでやっている検査証がついていたという状況があり、その検査証では問題ない。さらに、佐藤さんからありましたように、許可の後であります。市のほうで立ち会った検査が後日になりましたけれども、これについても検査については問題なかったという状況です。

さらに、現在、現場のほうに運ばれている土量につきましては、環境保全課の職員が毎日のように現場へ行って、現場の方に、その日に入る量、前日に入った量等聞き取り調査の結果、おおむね1万立米ほどが現在入っている状況でございます。

〔佐藤議員「東洋製罐」と呼ぶ〕

○環境経済部長（坂本裕司君）

それから、東洋製罐の土につきましては、現場のほうから約20立米が入ったということで、これは前にも5日の日ですか、佐藤議員さん見えたときに話したように、私も現場で電話がかかってきまして行って見て、さらに次の日、環境保全課の職員が行ったときにはその残土については運び出されていたという状況でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ちゃんと質問に答えてないですよ。残土条例に基づくちゃんと規制があるのに、それに何で発生元、それから発生させる業者名が出てないと言っているでしょう。答えていないでしょうよ。だから、でたらめだと言うことですよ。残土条例違反ですよ、あなたたち。

それと、今20立米だと言いましたね、東洋製罐から持ってきたのが。何台なんですか、車は。これもあなたたちでやりとりしたでしょう。そうしたら、みんな業者から言われたままだったでしょう。いつから入ったのかも言っていないでしょう。それで何で20立米となるんですか。日報にはどういうふうに書いてあったんですか。日報を見たんですか。日報は見えていないと言ったでしょう、そのときに。どうして20立米と言うんですか。だから、うそをついているとなってしまう、わかりますか。ちゃんと、そういうふうになっているんですよ。

それから、副市長は11月17日、許可する前に土砂の発生元、書類が偽造されていた。このこと

が判明したんです。そうしたら、県は許可取り消しするものと思っていた。これは環境保全課長も言っていました。県が取り消しになれば、うちも苦しまなくて済んだ。でも11月17日には業者も来て、許可を早く出せと、こういうふうに迫られたというふうに私に語りましたよね。そういうふうにしたでしょう。私は、問題は、県がやらないからといって市が許可した、ここに問題があるんだと。ボタンのかけ違いだというふうに言ったんですよ。何よりも、土砂の発生場所を明らかにすることの意味は、市民の生活環境を保全するという条例の目的で一番大きいものなんですよ、そうでしょう。したがって、これらの記載が実質的になされていないということは重大な条例の逸脱行為なわけですよ。何のために条例があるのかということでもあります。

東洋製罐から持ち込まれた残土の件についても、翌日に撤去されたことを確認したと言っても、これはただ目で見ただけ、業者から言われただけ。しかし、今度はある程度厳しい措置かなと思われる指導をやりましたね。2月8日でしたか。2月5日付で事業者が許可以外の場所から残土を搬入した行為が重ねて地元住民に不安を与えたことを踏まえて、2月5日付で搬入停止の行政指導を文書にして行いました。しかし、業者は一向に搬入をとめない。業者は行政指導に応じていないでしょう。県に対しても行政指導に応じていないんですよ。こういう業者ですよ。

申請の許可条件の中に、ちゃんと事業に関する誓約書を出しているでしょう。これ、見ているでしょう、誓約書。ここに、条例に違反した場合は市長の指示に服することを誓約いたしますと誓約書を結んでいるんですよ。一体何ですか、これは。まさに条例違反ではないですか。

なかなか搬入がとまらないので、2月8日に区長さんと一緒に生活安全課、土浦警察署。そうしたら対応した担当官は、市がしっかりしてもらうことではないか。業者が行政指導に従わないのであれば、市が告発することがベストだと語っていたんですよ。それでも市は何ら強制的な行動を起こさない。そういうんで、私たちは施工業者が偽造した文書は刑法第159条第1項、前段の有印私文書偽造罪及び同161条第1項偽造有印私文書行使罪に該当するというふうにして、刑事告発をやることを決意したんです。そして、相談に行ったんだけど、刑事2課の担当官の方は、この偽造文書を見て、明らかだと、これは偽造が。何で県や市が刑事告発をしないのか。ある農業委員の方も言っていましたね。私がつくってまいりました市議会報告の中でも電話がありまして、何でこれ告発しないんだ。

そういうことで、刑事2課の方ですよ、公務員には告発する義務がある。そういうふうにしたんですよ。その点について県と市に事実関係を確認したい。そういうふうにしたんで、弁護士さんと相談して告発はとりあえず見送ったんですよ。何で、市当局は業者を告発しないんですか。

以上、2点、答弁求めます。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

何点かお答えをいたします。

書類の偽造の問題で、県のほうの許可に関して、私の発言が取り上げられました。当時、去年の11月だと思いましたが、その話を聞きまして、既に県のほうは去年の8月20日に農地法上の許可がおりているということではございましたけれども、その後、偽造の書類があったとい

うお話を聞きましたので、その許可に影響があるのではないかという認識が現にございました。結果は許可には影響しないという結論でございましたので、市のほうは11月17日に許可を出したということでございます。

それから、石岡からお持ちになった搬入した件で、2月5日付で行政指導を文書で行いました。それについて、搬入を自粛するよにということについて従っていないと、市長の指示に従うという誓約上問題があるだろうというお話でございますが、行政指導という形をとりましたので、行政指導には残念ながら強制力がないということで、業者は市の言うことを聞かなかったという状況でございます。

それから、告発の問題がございましたけれども、告発の問題については市のほうではまだ整理ができておりません。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

行政指導にはね、強制力がないなんて、誓約書はね、そんなこと書いてないですよ、誓約書に。だから、業者言いなりかと言っているわけですよ。

それと、これはまた別な質問に入りますけれども、検査の問題ですよ、これは幕ノ内の営農の問題ですから大事なんですよ。市長はね、検査に問題ない。何でも検査に問題ないと言っている。1月13日にわかるのに1月5日に許可して、これで問題ないんだと。問題あるでしょう、普通常識に考えて。皆さんそう思わないか。証明書を、わからないんだよ。でも5日には許可してしまっているんですよ。いつからかなんて言ったら5日だったんだ。とんでもないことですよ。

だから、問題は許可申請に添付されている土壌調査試料採取報告及び地質分析結果証明書、これは今年の6月12日に土浦市の手野のストックヤード、これは表面から50センチのところですよ、やったのは。それもちょっとですよ。深部から、深いところから、採取検査しているということはないんです。だから、土砂の発生場所において土の性質を検査したものではないんです。土浦市手野というのは、単なる土砂の経由地でしょう。これは同時に別の複数の発生場所から性質の異なる土砂が運搬されて一時仮置きされて、そして最終的には今回の当該現場のほうに埋め立てられると。こういうことも考えられるわけですね。

現に、このストックヤードを知っている方が言いましたよ。毎日のように土の量が変わっている。こういうふう聞き及んでいるわけです。したがって、ある一時期に経由地の土砂の検査をした場合であっても、その後、全く別の土砂発生場所から土砂等が経由地に持ちこまれば、経由地の土砂等の性質は全く変わってしまう。そうではないですか。このような経由地における特定日の土砂採取では、汚染の状態が規則で定める基準に適合しているかどうかという判断はできないのではないですか。これで市長、地元住民に安心しろというふうに言えるんですか。

市長、答えてください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

検査につきましては、例えば埋め立てられる場所につきましても、相当数複数、しかも何カ所か掘り出しまして、そういったものをやるような形での指示で、異常は発生していない状況でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

質問に答えてないでしょうよ。一時ストックはストックだと、あくまでも。動いているんだ、土が。土が動いているんですよ。そこでちょっと検査したからといって担保されませんかでしょうという質問なんですよ。答えていないでしょうよ。だから、みんな真剣になって怒っているわけですよ。

周辺住民の人たちは、谷津田のほうから流れている用水で飯田川と中根川、水をかんがい用水として農業を営んでいるわけでしょう。現場の水で、または地下水で生活をしているわけでしょう。仮にこの土地に埋められた残土に大量の有害物質が存在するようなきが あつたら、地域住民の命と健康に重大な被害が及ぶ可能性があるわけですよ。だから心配しているわけですよ。区長さんが命がけで私は頑張るといふうに言っているのは、そういう意味なんですよ。

市長はこの問題について逃げないと言っているでしょう。でも逃げているではないですか。告訴はしない。そして行政指導に従わないからとそのままにして、誓約書を守るように言わない。これで住民の立場に立ったといふうに言えるんですか。河川管理者は市長ですよ。取り消しのやはり措置をするべきだといふうに私は思いますよ。業者への毅然とした態度よりも、今度は戸田さんが起こした行政訴訟には受けて立つといふ立場なんですか。明快に答弁してください。受けて立つ立場ですか。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

何点かお答えをいたします。

まず最初に、土壌検査の問題で和光市からのお話でしたが、先ほど部長からお答えを申し上げましたように、業者、いわゆる申請者は定められた土壌検査書を提出しまして、それは基準値をクリアしておりました。ただ、市としても独自に調査する必要があるという判断のもとに検査をしました。その結果が13日になったといふうでございます。ですから、市としては、当然業者に任せるだけではなくて独自の検査をやっていると。

それから、川の水質検査につきましても、先月、市の責任において検査をしております。その時点で異常な数値は認められておりません。それらのご質問にございましたように、地域の不安を少しでも解消するといふうなことで、市の責任といひますか、市の判断でやっております。

それから、訴訟に対して受けて立つのかといふうなお話がございました。これについては、市にも顧問弁護士がおりますので、その先生と相談をさせていただきたいといふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

情報公開の問題ですけれども、実にこれを情報公開したら、私が説明を求めたときに、この中は真っ黒ではなかったんですよ。真っ黒です、これ。ですから、どこが、これはここが三井ですね。そしてここが鴻池、ちゃんと見せたのに、今度はこれでは、黒塗りでは全然わからないでしょうよ。調べようがないでしょう、私たちは。そして発生元証明書、これだって、もう真っ黒ですよ、これ。全然わからない。隠すということと同じですよ、これ。これを逆に議会で議決して調査をしろ、こんな話をしていたら日が暮れてしまいますよ。そういう問題ですよ。ですから、この問題について私は不服申し立てを行いました。まず、こういうことを平気でやるということ自体が問題なんではないですか、総務部長。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

情報公開の関係についてお答えをいたします。

今回の情報公開につきましても、申請の受け付けを総務のほうでいたします。今回の申請につきましては、各担当部署で申請書による内容を審査をしたものが総務のほうに提出をされます。それを議員さんにお渡しをしたということでございます。それぞれの実施をする機関において審査をしていただいて、そのような結果になったということでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

これは、私が鴻池からもらったものですよ。ちゃんと書いていますよ。こういう形を出すこと自体はやらないと。パソコンだよ、ここはうつの。パソコンで打つんです。見てください、こういうふうに訂正印まで押して2万2000立米になっているんですよ。そして一番上の判こも三文判ですよ。こんなことやらないと言っていましたよ。前回言いましたよね。ですから問題だと。これが前の書類、もう一方の方のと同じなのかどうかということも、もう一回検証するべきなんではないですか、どうですか。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

その内容についてはちょっと手元に資料がないので、即答はできませんので、後日よく調べてみたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

あと時間何分ですか、7分ですか。

では、入札制度の問題についてお伺いします。

前回の質問で、500万円以下の公共工事は地元優先で指名するというふうにしたにもかかわ

らず、市外業者を指名、その業者が落札するという物件が2件あったでしょう。そのときに、私が、申し入れやったのは、指名競争入札にかわる業者選定についての申し入れどおりになったと。契約の相手となるべき者をあらかじめ指名すること、その他特定の者を契約の相手側とするべき者を希望する旨の意向をあらかじめ教唆し、また示唆することは官製談合防止法に抵触する。こういうふうに言ったら、何と答えたと思いますか。覚えているでしょう。市外の事業協同組合の工事受注の機会を確保したと言ったんですよ。それで指名したと。とってしまったんですよ、それで談合とは考えていないと。これ、毎年のように繰り返していると言っているでしょう。来年もこの業者を指名するんですか。では、改めて談合の問題について市長答弁願います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

指名の委員会において、ただいまご質問のような関係については決定をさせていただいております。来年なのかどうかについては、ここで答えは差し控えさせていただきます。

わからないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

いずれにしても、予定価格の問題については、これは検討すると言っていましたから、予定価格は最低制限価格と連動している場合は、事後公表が望ましい。これが見解ですよ。最低制限価格と連動していると。だからでしょう、最低制限価格ぴったりのがごろごろ出て、くじ引きになっているということもあるでしょう。それは上がわかるから、それなりに計算するとわかってしまうという人もいますよ。漏えいしているという人もいますけれども。いずれにしてもそういう意味では、予定価格が最低制限価格と連動している場合は事後公表が望ましいというのが見解ですよ。このことを、これについて確認願います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまの件につきましては、県の中でもいろいろなことで進めております。今回の入札の検討委員会の中でも、それらを含めまして幾つかの点について協議をさせていただいているところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

それでは、落札率の問題で見てください。落札率、大体95%にだんだん集中してきますよね。一般競争入札ですよ、これは。応札業者が平均4社ですよ。矢口議員が仕事が少なくて困っていると言っていますけれども、応札業者が平均4社ですよ。おかしいですよ。何かこれは問題な

んではないですか。やはり応札業者をふやすことが必要なんですよ。だって2社の場合なんかは大体98%になってしまうんですよ。こういう実態があるんですよ。これについてどうですか。

もう時間がないから、もう一つ。実はきのうファクスが来たんですよ。私のところにはいろいろファクスが来るんで、ちょっともう既にお渡ししていますけれども、昨年11月18日の入札の水道配水布設工事にかかわる下請に関してなんですけれども、応札者の2社のみだと。落札した業者がもう一方の入札に参加した業者に下請させていると。2社だけで入札し、落札できなかった会社が施工していることはおかしいと思いませんかという内容なんですよ。私調べたら、本当に2社だけなんですよ。落札率1社は98%、もう1社は98.4%、この2人の業者の関係と、これは、私確認していませんから。ファクスが来ただけですから確認していませんよ。でもこの方は具体的に記していますから、細かくこういうことだと。ここまでは出しましたよね、ファクスを。これが事実なら、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる公適法に抵触している。

ある方は建設業法違反でもあるというふうなことを言っていますけれども、どうですか、この2点、お答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

ただいまの件につきましてお答えをいたします。

本工事につきましては、既にご案内のとおりでございますが、合併特例債による管路統合事業でございます。工事場所につきましては上稲吉の工業団地内でございます。その中で今回工事を発注したわけでございます。下請云々に関するご質問でございますが、今回のこの施工につきまして、一部分の施工過程におきまして他の業者から人夫の応援を受けて施工したということで、下請業者として施工をしたということではございません。ただ、今回のご指摘を受けましたように、今後は誤解を招かないよう、業者のスタイルにつきましても十分指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

では、国保税の問題に。下水道はまた先送りになりましたね、よかったですね。

国民健康保険、今度のきちんとしたものがわからなければ、県下一高くなったどうかかわらないと言いますよ。そうではないんですよ。モデルケースで見ればわかるんですよ。これが平成20年の医療と、それから支援金分ですよ。これ一番高いでしょう、かすみがうら市。そして22年も高いんですよ。ところがちょっとだけ低くなったのがありました。つくばが100円ほど高かった。階層は年収190万円、この方がちょっと下がりました。でも圧倒的に年収360万円の方は、この棒グラフを見てください、高いでしょう。だからわからないんじゃないんです。ちゃんと試算すればわかるんです。それについて、私、モデルケースで今固定資産5万円、加入世帯平均2人ですから2人、そうすると、モデルケース150万円で平成20年度と22年の差額は2,500円、4.5%、190

万円は3,300円、2.4%、240万円は4,900円、2.3%、360万円は6,600円、2.3%ということです。

私は、まだまだ財源はある。これは議員報酬の引き下げ、あったでしょう、これ4000万円ぐらい。そして今回市の職員の給与引き下げが6000万円ぐらいありました。そういう意味で、市民の命と健康を守るというためにも財源を確保したほうがいいんじゃないかと思います。

以上、答弁を求めて終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

確かに、今佐藤議員がおっしゃいましたように、平成21年度の課税状況の中で、税率とあるいは限度額、そういうものを置きかえたときにおおむねの予測は出るのは確かです。私もそれなりに11月のデータをもとにやってみましたらば、先日委員会でお渡ししましたように、全市の中で多少かすみがうら市が筆頭ではなくなりましたが、それから4カ所か5カ所の市の1人当たり、あるいは1世帯当たりの金額を下回ってくるのかなという結果は得られましたけれども、何分にも一昨年から始まった所得のかなり減収等考えられますので、ことしも既に幾つかの市で税率改正、結果的には引き上げになるみたいですが、そういう見込みをしている市もありますし、現実的にはやはり先ほど申し上げましたように、六、七月の状況を踏まえるのが一番かなというふうにとらえたものですから、そういう答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月4日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時22分